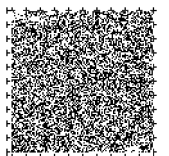
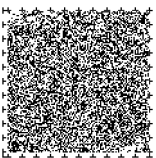


第3章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1. 日野市の目指すべき姿

近年の社会動向や、制度改正、日野市の状況を踏まえ、日野市の目指すべき姿は第3期の考え方を継承しつつ、より高齢者の尊厳に配慮して「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」と設定します。

また、高齢者福祉施策を進めるための根幹となる考え方を示すものとして、3つの基本理念を設定しました。さらに、目指すべき姿を達成するため、6つの施策の柱を定め、柱ごとに具体的な取り組みの内容と重点事業を位置づけています。

**いつまでも安心して
自分らしく暮らせるまち 日野**

2. 基本理念

(1) 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

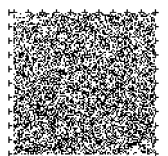
「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても、「自分の意思」で「自分らしく」暮らしていくことで、生活の満足度を高めていけるよう情報提供及びサービスの充実を図ります。

なお、「自分らしく暮らせる」とは、その人の身体状況や経済状況に関係なく、「このようにして生活したい」と思う生活ができる姿を目指しています。

(2) 総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ります。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。

また、高齢者問題とその他の課題が複合的に関わる問題を主体的に対応できるよう総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。



（３）持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢化がより一層進展する中、介護サービスやその他の地域生活支援サービスについて、年齢や立場に関係なく、高齢者をはじめとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加できる仕組みを整えるなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、介護保険制度の健全な運用に努めます。

表 14 本計画の数値目標、指標

指標項目	第3期(現状値) (平成30～令和2年度)	第4期(目標値) (令和3～5年度)	第5期(参考) (令和6～8年度)
幸福度	6.34	7.00	7.50
介護保険サービスに対する満足度	88.9%	90.0%	90.0%

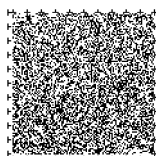
指標の数値について

- 幸福度は、令和元年度に日野市が実施した、自立、要支援の方に対して、国が定める「日常生活圏域ニーズ調査」の幸福度に関する質問（「第4期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書 自立問 17、要支援問 15」）の回答結果をまとめたものです。

「とても不幸」が0点、「とても幸せ」が10点で、1点ずつの刻みで回答できるようになっています。

満点が10点で、本項目を回答した人の平均となっています。

- 介護保険サービスに対する満足度は、令和元年度に実施したアンケート調査項目のうち、要支援、要介護に対するアンケート調査の中で、訪問介護、通所介護等、個々の介護サービスの満足度について「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」に回答した人のうち、「満足」「やや満足」に回答した割合です。



3. 施策の柱

日野市の目指すべき姿を実現するため、施策の柱として 6 項目を定め、計画期間の中で、特に集中的・重点的に行うべき取組みを重点事業として位置づけます。

柱 1：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築

高齢者に関わる問題と、その他障がい者、子ども、貧困などが複合的に関わる課題に対応するため、複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

あわせて、地域包括支援センターの充実を図るとともに、高齢者の方をはじめとして地域の方が介護や支援の「受け手」、「担い手」という概念にとらわれず、お互いが身近な地域で支え合い、いきいきと自立して生活できることを目指します。

主な項目

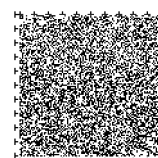
- ・地域包括支援センターの充実と包括的な相談・支援体制の構築
- ・生きがい創出と担い手の人材発掘と育成
- ・地域の支え合い体制の整備

柱 2：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

介護人材の確保を図ることで、高齢者が、介護サービスや関連するサービスを利用したいと思うときに、適切なサービスを受けることができるようにします。また、介護保険事業サービスや、各種生活支援サービスの充実を図ります。

主な項目

- ・介護人材の確保
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
- ・居住系サービスの充実
- ・施設サービスの充実
- ・サービスの質の確保と向上
- ・介護家族支援



柱3：医療と介護との有機的なネットワークの構築

医療と介護の有機的なネットワークを構築していくことで、必要なときに在宅医療と介護が連携できるような体制の充実を図ります。また、住み慣れた自宅等で人生の最終段階を過ごせることができるよう支援します。

主な項目

- ・在宅療養の支援体制の充実
- ・有機的なネットワークの整備
- ・緊急時における支援体制の充実

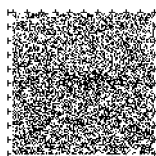
柱4：認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実

認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。あわせて、だれもが認知症のことを知り、地域の担い手になることができるよう支援します。

また、令和元年（2019年）6月に認知症施策推進大綱が公表され、認知症施策推進大綱に沿った施策の推進及び若年性認知症の人への支援が明確化されました。今後さらに各関係機関と連携を取りながら、認知症支援の体制構築の推進していくことが求められています。

主な項目

- ・認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立
- ・認知症の理解促進
- ・認知症当事者及び介護者への支援
- ・若年性認知症対策の推進



柱5：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組みと高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

また、高齢者の権利擁護等についても引き続き推進します。

主な項目

- ・ 高齢期の健康づくりの推進
- ・ 健診体制の整備
- ・ 就労や社会参加の促進
- ・ 住まいの支援
- ・ 日常生活の支援
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 福祉のまちづくり

柱6：高齢者の安心・安全の確保

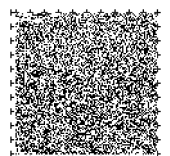
災害や感染症流行拡大などの非常時には、一人ひとりが考えて行動することが求められているため、行政は住民相互の支え合いや助け合いの仕組みを構築します。

また、感染症の流行が拡大したような場合には、感染症予防対策を周知徹底するとともに、介護サービスの利用控え等により発生する身体機能等の低下に伴うフレイル等の進行予防に努めます。

あわせて、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続けることができるよう、生活を支える周辺環境の充実を図ります。

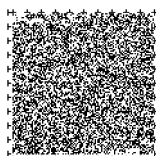
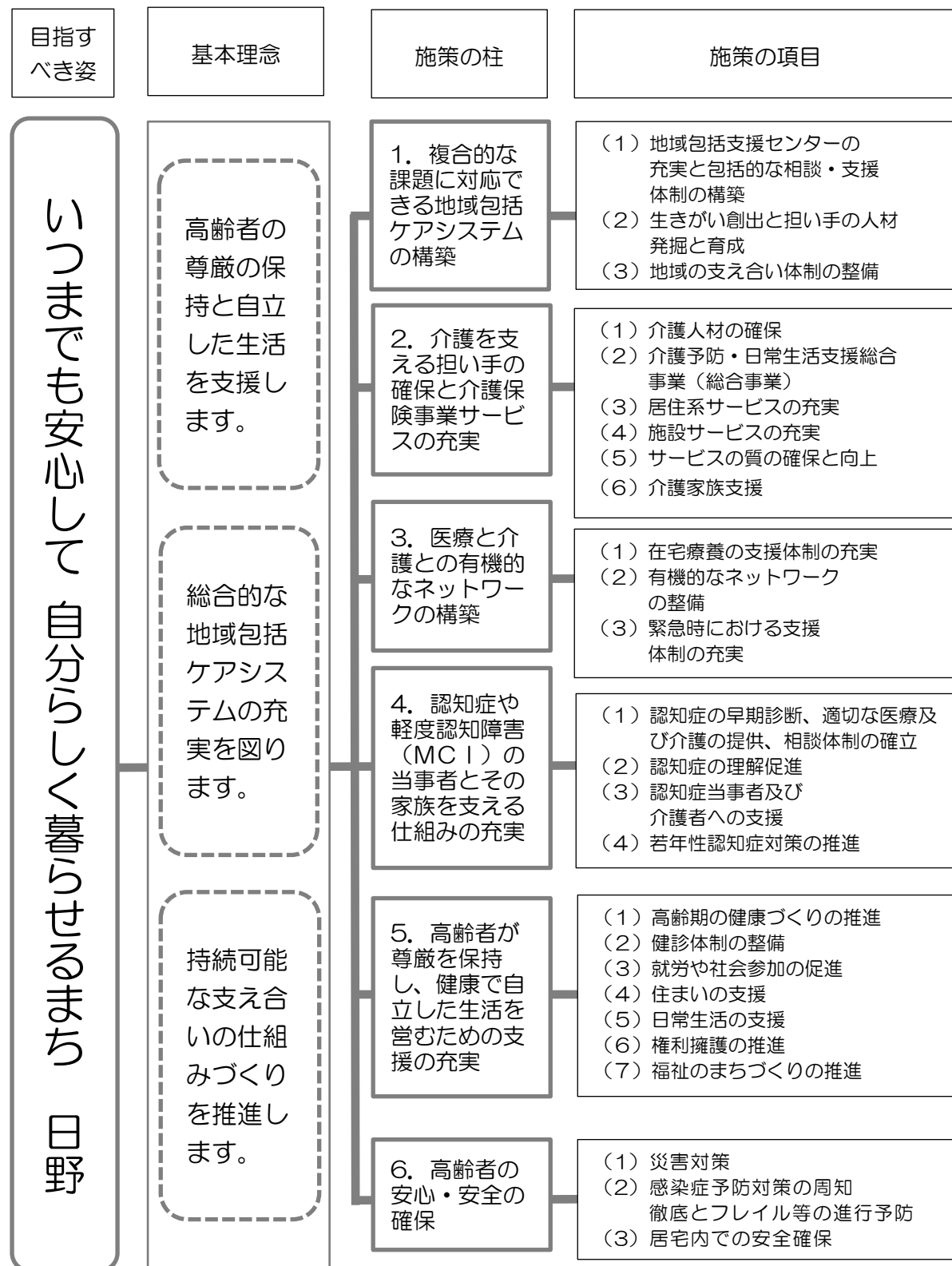
主な項目

- ・ 災害対策
- ・ 感染症予防対策の周知徹底とフレイル等の進行予防
- ・ 居宅内での安全確保

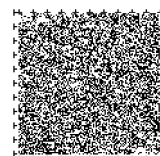


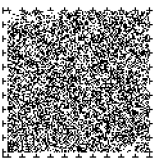
4. 高齢者施策の体系

【施策体系図】



第4章 高齢者施策の展開と管理目標





第4章 高齢者施策の展開と管理目標

第4章について

第4章の令和2年度の実績値については、令和3年2月分までの数値となっています。

また、新型コロナウイルス感染症により実績値に影響がみられるものもあります。

1. 個別事業の今後の方針

柱1：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築

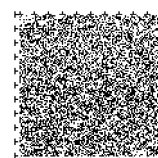
【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
1. 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築	(1) 地域包括支援センターの充実と包括的な相談・支援体制の構築	1101～1103
	(2) 生きがい創出と担い手の人材発掘と育成	1201～1208
	(3) 地域の支え合い体制の整備	1301～1305

(1) 地域包括支援センターの充実と包括的な相談・支援体制の構築

1101 地域包括支援センターの相談・支援体制の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、総合相談や権利擁護など、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援しています。地域包括ケアシステムの深化、さらには地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターの更なる充実が求められています。地域包括支援センターの適切な評価に基づく機能強化を行い、近年顕在化している 8050 問題等、複合的な課題への対応も含め、包括的な相談・支援体制の構築を進めます。					
	高齡福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	42,674 件	42,357 件	37,469 件	42,500 件	43,000 件	43,500 件

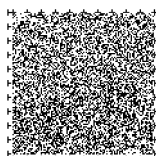


1102 地域ケア会議の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 地域ケア会議は、高齢者個人への自立支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進める多職種協働による会議です。地域包括ケアシステムを実現するための有効な手段として積極的に活用します。 具体的には、地域包括支援センター主催による個別会議等の地域ケア会議と生活支援体制整備事業を連動させ、抽出された様々な地域課題を市の施策形成へとつなげる仕組みを構築します。 また、自立支援・介護予防の観点による地域ケア会議を開催し、関係者のケアマネジメント力の向上を目指すとともに、地域で最期まで自分らしく暮らすことができるよう高齢者の自立を支える地域づくりを進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

1103 スーパーバイザーによる事例検討会【継続】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 高齢者だけではない「複合的な事例」（高齢者と家族の課題、8050 問題等）が近年増加傾向となっており、地域包括支援センター職員（以下包括）や高齢福祉課ケースワーカーが、各ケースへの対応に当たっていますが、支援の困難性が高く、関係者の疲弊、離職にもつながりかねません。 学識経験者がスーパーバイザーとして加わることで、客観的な視点から支援方針を導き出し、当事者以外の多職種とも事例を共有し、一緒に考え、役割分担できることで、担当者の孤立防止とモチベーションアップの効果を期待できます。また、各担当者の困難事例への支援技術の質の向上により、各担当者の支援技術の平準化を図っていきます。 支援者の心理的安定や技術的支援を図ることにより、市民へのより良い支援へつなげることを目指します。
【担当部署】	在宅療養支援課



《コラム》

「スーパーバイザーによる事例検討会」

～支援者が疲弊しないための支援～

日野市では、高齢者だけではない「複合的な事例」（高齢者とひきこもり、障害ほか）が近年増加傾向にあり、今後も高齢者の増加とともに増えていくことが懸念されます。

地域包括支援センター担当者や高齢福祉課のケースワーカーが苦勞して、個人（事業所）の努力でなんとか各ケースの解決に当たっていますが、役割分担など関係者間のみでは円滑に進まず、担当者が疲弊し、介護関係者の離職にもつながりかねず、学識経験者が関わり、第三者の客観的な視点から支援方針を導き出し、事例を他包括と共有し、一緒に考えることで担当者の孤立防止とモチベーションアップを図る目的で開催しています。

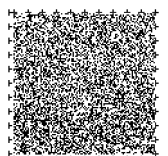
＜R元年度実績＞全 11 回開催 延べ参加者数 236 名 保健所・成年後見センター・動物愛護センター・水道局等の外部の参加があり、医療福祉関係ではない分野とも連携が必要ということがわかりました。

＜効果＞実施後のアンケートにより、参加者からは業務に役立つとの声がありました。また、支援者支援という同事業と同様の目的で、11 月に、支援者の自死を経験した支援者への支援をセーフティネットコールセンターとコラボレーション企画を実施し、参加者からも気持ちが楽になったとの声が聞かれました。

包括職員が困難と感じている事例は 8050（9060・6030）問題（高齢の親とその子）が多く、何らかの精神疾患や診断はないが、精神障害や身体面での問題を抱えているケースが 8 割程度あり、地域の困難事例について関係者で解決の糸口を探る必要性がわかりました。



関連施策：1103 スーパーバイザーによる事例検討会



(2) 生きがい創出と担い手の人材発掘と育成

1201 老人クラブへの助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域の高齢者が、老人クラブの活動を通じて社会奉仕・健康増進等の活動を推進できるよう助成し、その活動を支援します。 今後も老人クラブの活動への助成を引き続き実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

《コラム》

「老人クラブではこんな活動をしています」

～老人クラブに加入しましょう～

老人クラブとは、60歳以上の高齢者が地域ごとに集まって自主的に活動をしている組織です。日野市在住で60歳以上の方であればどなたでもご参加できます。(60歳未満の方でも準会員として加入することができます。)

令和2年4月1日現在、2,898人の方が在籍し、様々な活動を通じて地域福祉の向上や会員相互の親睦を図っています。

老人クラブの活動を通じて一緒に趣味や生きがいを見つけませんか？

入会希望の方は、日野市老人クラブ連合会事務局 (TEL: 080-4573-8853) までご連絡ください。

【主な活動】

<健康づくり>

- グラウンド・ゴルフ
- 輪投げ
- ペタンク
- 健康体操
- ウォーキング



<生きがいづくり>

- カラオケ ○踊り
- 囲碁・将棋
- 手芸・絵手紙
- パソコン
- 合唱

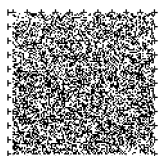
※クラブによって活動内容は異なります。

<ボランティア>

- 環境美化活動
- 防犯パトロール
- 福祉施設訪問
- 見守り
- 募金



関連施策：1201 老人クラブへの助成

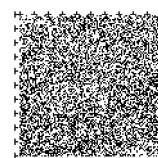


1202 高齢者の交流の拠点づくり「ふれあいサロン」

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ふれあいサロンは、地域の高齢者のほかにも様々な人が気軽に集い、趣味の活動や参加者同士の交流ができる地域の交流拠点です。多世代の交流を通して高齢者の見守りを自然な形で行う場であるとともに、サロン運営にボランティアとして関わるなど、地域の高齢者にとっての社会参加・地域活動の場としての機能も併せ持ちます。今後も高齢者の交流の場・活躍の場それぞれの機能を維持しつつ、社会福祉協議会等が支援しているサロンの設置場所や活動内容、集会所等の立地を考慮し、ふれあいサロンを必要な地域に効果的に設置できるよう計画的に進めていきます。				
	高齡福祉課				
【担当部署】					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
設置数	11 か所	11 か所	11 か所	12 か所	13 か所

1203 元気高齢者等交流事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 参加型のイベントや体操等を通じ、高齢者のための身近な地域における多世代交流の場や居場所を提供するものです。（愛称：ゆざわ・ここからネット） 元気高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む共生型コミュニティの形成のために、「新しい生活様式」に沿った形で引き続き実施します。				
	高齡福祉課				
【担当部署】					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用者数 （延べ数）	7,315 人	6,076 人	2,681 人	7,500 人	8,500 人



《コラム》

「ふれあいサロン万願荘の地域づくり」 ～自分たちのまちは自分たちの手で守る～

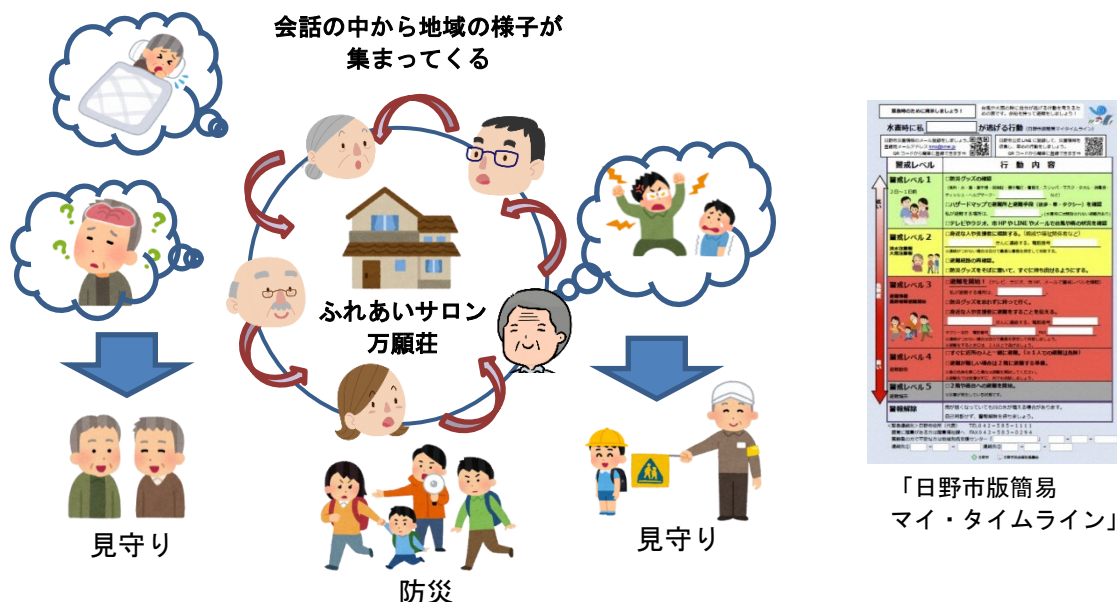
日野の北東に位置する万願荘。この万願荘には「自分たちのまちは自分たちの手で守る」という思いで、共助のまちづくりに取り組む「万願荘自治会防災防犯会」があります。

この地域では、女性中心で活動する防災防犯会のメンバーが、「ふれあいサロン万願荘」を運営しています。サロンは、体操や趣味活動等、生きがいや社会参加の場となっているほか、地域の様々な情報が集まり、日頃の見守り活動に活かされています。このような普段からの見守り活動や声かけが、災害時の呼びかけや共に逃げ、共に助け合う地域づくりへと発展しているのだと防災防犯会メンバーは話します。

令和元年には、東京都「東京マイ・タイムライン」地域リーダー講習会を受講し「マイ・タイムライン」の作成方法を学んだ防災防犯会のメンバーが講師を務め、サロンの参加者に対し、災害時に自分の命を守るために避難行動を時系列に整理する「マイ・タイムライン」作成講座を行いました。

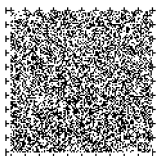
これらの活動が認められ、消防総監感謝状や地域の防火防災功労賞（最優秀賞）等、幾度も表彰を受けている万願荘自治会防災防犯会ですが、「自分たちのまちのために」という一人一人の思いが地域の中で浸透し、ひとつひとつ活動を積み上げてきた結果、見守り合い、支え合う現在の万願荘のまちを作り上げてきました。

日野市でも、令和2年に自助・共助のため誰でも簡単に作ることできる「日野市版簡易マイ・タイムライン」を作成しました。マイ・タイムライン作成を通して、自分の命を守るために、何を準備し、いつどのように逃げるのか考えていただくことが、災害に強いまちとなるための第一歩だと考えています。



関連施策：1202 高齢者の交流の拠点づくり「ふれあいサロン」

6101 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり



1204 ひの市民大学

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 「学び」により、豊かな暮らしを自律的に実現するために、市民自らが学びたいことを企画運営する「ひの市民大学」事業を継続実施します。地域の様々な主体と連携し、多世代の交流を促進することで、市民の生きがいと健康を増進させ、生涯学習支援を行います。
【担当部署】	中央公民館

1205 公民館高齢者事業

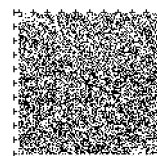
【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 令和 3 年度から、高齢者事業は成人事業と統合します。高齢者市民企画会議は継続させ、高齢者の人たちの知識と経験を活かしながら、多世代交流もできる講座内容等を提案していただき、実施します。
【担当部署】	中央公民館

1206 福祉センターの運営

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 主に高齢者や福祉団体等に健康増進、文化教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている施設で、市内に4施設あります。今後も利用促進の取り組みを進めるとともに、施設のあり方については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、長寿命化や複合化を検討します。
【担当部署】	高齢福祉課

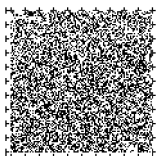
1207 高齢者慶祝事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 100 歳を新たに迎えられる高齢者に、「長寿のお祝い」を贈呈します。
【担当部署】	高齢福祉課



1208 在宅高齢者ケアサービス事業補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市社会福祉協議会が実施する、日常生活に支障のある在宅高齢者に対し、家事援助サービスを市民が有償で提供する「在宅高齢者ケアサービス」事業を助成します。介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助では対応できない部分を補完するサービスとして、継続します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	488 人	492 人	473 人	510 人	520 人	530 人



(3) 地域の支え合い体制の整備

1301 生活支援体制整備事業の実施【重点事業】

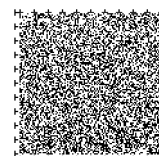
【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 第3期日野市高齢者福祉総合計画において定めていた目標値（生活支援コーディネーター配置数 10 人、協議体設置数 10 か所）に到達したため、今後は地域課題の解決に向けた会議内容の充実を図ります。
【担当部署】	高齢福祉課

1302 民生委員・児童委員協議会

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 民生委員・児童委員を相談協力員として位置づけ、地域包括支援センターと連携して地域の見守りを行っていきます。困りごとの相談対応や、地域包括支援センター等関係機関につなぐことは、高齢者にとっても大きな支えになります。民生委員・児童委員の活動支援を通じて、高齢福祉課と協力しながら高齢者の実態を把握し、地域で生活し続けられるよう支援する体制の整備につなげていきます。
【担当部署】	福祉政策課

1303 高齢者見守り支援ネットワークの充実【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者人口の増加とともに、高齢者の単身世帯数や高齢者夫婦世帯数の割合も増加しています。さらに、地域のつながりの減少や家族関係の希薄化など、地域の支え合い機能も低下しつつある状況において、高齢者の見守りは、地域包括ケアシステムの一翼を担う重要な取り組みといえます。 高齢者見守り支援ネットワークは、虐待、徘徊、孤立死等の高齢者の異変を早期に発見するとともに、フレイル、認知症、一人暮らしなど地域の中で孤立しがちな高齢者を地域全体で見守り、支え合う仕組みです。 複数の目で見守る仕組みである協力事業所やふれあいサロン、地域独自の見守り方法など、多種多様な見守りネットワーク体制の充実を図るとともに、1対1の見守り体制を引き続き充実させます。 また、見守り支援ネットワーク事業の一環として、AI・IoT等の先端技術を用いた見守りシステム、スマホ・タブレットを活用した地域単位での見守り方法も検討します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	対象高齢者数 見守推進員数 協力事業所数	87 人 181 人 491 か所	74 人 180 人 492 か所	67 人 170 人 465 か所	80 人 185 人 470 か所	85 人 190 人 475 か所
						90 人 195 人 480 か所



IoT とは

「Internet of Things」の略称

インターネットに接続されていなかったモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドと接続して相互に情報交換をする仕組みです。

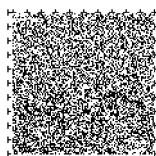
離れた場所にあるモノや人の状態を、IoT を使うことで把握できるようになります。様々なモノとインターネットがつながっていき、今後、安全で利便性のある IoT の向上が期待されます。

1304 はつらつ・あんしん調査

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 はつらつ・あんしん調査は、介護保険の認定を受けていないなどの要件を満たす65歳以上の高齢者を対象に実施する生活実態や緊急時の連絡先を把握するためのアンケート調査です。調査の結果は、地域包括支援センターや民生委員などとも共有し、見守り、熱中症予防対策、緊急時対応などに役立てています。 今後も調査を継続的に実施し、高齢者の生活実態の把握に努めます。
【担当部署】	高齢福祉課

1305 高齢者見守り・声掛け支援（ごみ収集時）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 見守りを必要とする高齢者を可燃ごみの排出を通じて安否確認し、さりげない見守り活動を行うことを目的としています。毎週 2 回の可燃ごみ収集日に排出の有無を確認し、3 回連続して排出が無い場合は地域包括支援センターへ連絡します。また、声掛けが必要な方に対しては、ごみ回収時に必ず声掛けを行い、安否確認を行います。連絡なしでの不安など、安否確認ができない場合には、地域包括支援センターへ連絡します。
【担当部署】	ごみゼロ推進課



柱2：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

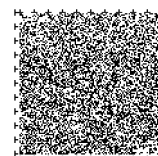
【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
2. 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	(1) 介護人材の確保	2101～2103
	(2) 介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）	2201～2204
	(3) 居住系サービスの充実	2301～2303
	(4) 施設サービスの充実	2401～2405
	(5) サービスの質の確保と向上	2501～2509
	(6) 介護家族支援	2601～2602

(1) 介護人材の確保

2101 介護人材確保事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護サービスを担う職員の確保が困難になっている現状を踏まえ、介護人材の確保と育成が求められています。 介護人材の裾野を広げるため研修等を実施し、研修後は市内介護事業所への雇用を促進させ、人材確保につなげます。					
	高齡福祉課					
【担当部署】						
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
雇用者数	8 人	10 人	0 人	15 人	15 人	15 人
研修受講者	32 人	91 人	27 人	80 人	80 人	80 人



2102 資格取得支援事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護人材の確保が困難になっているため、介護に係る資格取得に向けて、介護の資格取得(初任者研修など)の費用補助を行っています。今後は有資格者の人材確保と介護の質を高めていきます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期(実績値)			第4期(目標値)		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
資格取得者	30 人	69 人	63 人	35 人	35 人	35 人

2103 福祉人材育成研修等事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 職種・階層別の介護・保育・障害等施設および事業所(以下「施設等」という。)の従事職員に対する受講しやすい条件を整えた研修会の実施、施設等への就労を目的とした「福祉のしごと相談会・見学会」の実施、若い福祉人材と市内施設等との橋渡し事業などを実施します。 従事者のスキルアップ、施設等への定着の促進、新たな人材の確保等を支援することで、施設等の厳しい人材確保状況の緩和を目指します。					
【担当部署】	福祉政策課					

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

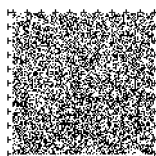
2201 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点事業】

継続事業ですが
計画書には初掲載

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者の生活機能が低下しないよう介護予防・フレイル予防に資する基本的な知識の普及啓発や運動をはじめるきっかけづくりを目的とした体操教室や講座等を開催します。 また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える方々に対して、オンラインや動画を活用し、自宅で介護予防・フレイル予防を実施できる仕組みを合わせて実施してまいります。					
【担当部署】	高齢福祉課					

フレイルとは

年齢とともに心身の活力(筋力や認知機能など)が低下して、要介護状態に近づくこと。



2202 地域介護予防活動支援事業の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動が地域で展開されることが求められています。 そのため、地域の高齢者が身近な場所で体操等の介護予防に取り組めるよう、住民主体の介護予防活動の発掘や、育成、支援、活動の周知を行い、参加の動機づけが促進されるよう体力測定等を実施し、地域介護予防活動団体数を増やします。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域介護予防活動団体数	22 団体	43 団体	51 団体	53 団体	55 団体	57 団体

《コラム》

「地域ですすめる介護予防事業」
 ～いつまでも自分らしく暮らすために～

介護予防事業とは、高齢者が支援を必要とするような心身状態に陥らないよう、または生活機能の低下を防ぐため、皆さんに取り組んでいただくための事業です。寝たきり等介護が必要な状態になる主な要因は「骨折・転倒」や「老衰」です。これらの要因は体操で予防することができるので、これから体操を始める方は「ひの健幸貯筋体操」をお勧めします。身体が元気なうちから積極的に取り組んでいただき、いつまでも元気でいきいきと暮らし続けることができるよう介護予防に取り組んでください。

ひの健幸貯筋体操とは？

・日野市が推奨する高齢者向けの筋力体操です。0～1.2kgの重りを手首や足首に巻いて、椅子に座ってゆっくりと手足を動かします。

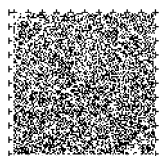
体操するとどうなるの？

・筋力がつき、転倒しにくい体になるので、骨を折って寝たきり等になることを防ぐことができます。また、体が軽くなり動くことが楽になります。

毎日、体操するの？

・筋肉運動は週2回程度でいいと言われています。1回運動をしてから2、3日休んで筋肉の疲れを取った方が、逆に筋力がつきやすくなります。

関連施策：2201 介護予防・フレイル予防普及啓発事業
 2202 地域介護予防活動支援事業の推進

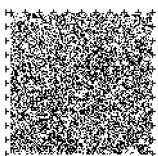


2203 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 高齢者の特性を踏まえた効果的かつ効率的できめ細やかな保健事業と介護予防を実施するため、国民健康保険・健康づくり・介護保険の各担当部局が連携し、令和6年度までに、これまで実施してきた保健事業と介護予防事業を一体的に実施できる体制を目指します。
【担当部署】	高齢福祉課・健康課・保険年金課

2204 介護予防・生活支援サービス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 心身状態や生活機能の低下が見られ、支援を要する方に、介護予防を主な目的として訪問サービス、通所サービスを提供します。日野市では、「重点ケア型」「混合ケア型」「生活援助型」の3種類のサービスにより、利用者の方の心身状態等に応じ、きめ細やかなサービスの提供を行います。
【担当部署】	高齢福祉課



(3) 居住系サービスの充実

2301 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）（予防含む）

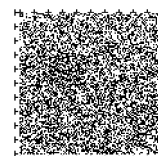
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う居宅サービス（居住系）で、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	11施設	11施設	11施設	11施設	11施設	11施設
定員数	557人	557人	557人	557人	557人	557人

2302 地域密着型特定施設入居者生活介護

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う地域密着型サービス（居住系）で、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
定員数	28人	28人	28人	28人	28人	28人

2303 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防含む）

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 認知症の方が少人数で共同生活を営み生活する拠点です。入所している方に対して、入浴、食事等日常生活上の支援、機能訓練などを行う地域密着型サービス（居住系）で、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	8施設	8施設	8施設	9施設	9施設	10施設
定員数	99人	99人	99人	117人	117人	135人



(4) 施設サービスの充実

2401 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

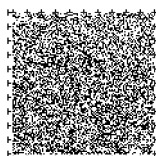
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 常時介護が必要で、自宅等での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う施設サービスです。（定員 30 人以上の施設）。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設
床数	567 床	687 床	698 床	698 床	698 床	698 床

2402 介護老人保健施設（老人保健施設）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 病気やけがなどの治療後在宅復帰を目指す方が入所し、看護や医学的管理下における介護、リハビリテーションなどを行う施設サービスで、引き続き実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設
床数	549 床	549 床	549 床	549 床	549 床	549 床

2403 介護医療院

【概要】 及び 【方向性】	【整備予定なし】 慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」の機能を兼ね備えた施設サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					



2404 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 長期にわたって療養を要する方が入所し、医療行為と医学的管理下における介護、リハビリテーション等を行う施設(医療機関)サービスで、引き続き実施します。 令和5年度末までに介護療養型医療施設は制度として廃止予定です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
床数	0床	78床	78床	78床	78床	78床

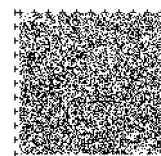
2405 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【概要】 及び 【方向性】	【整備予定なし】 定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う地域密着型サービス（施設サービス）です。
【担当部署】	高齢福祉課

（5）サービスの質の確保と向上

2501 要支援認定・要介護認定の適正化（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 要支援、要介護認定事務の適正な実施（要介護認定の平準化）を確保するため、研修等による調査員のスキル向上に努めます。 ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修を実施します。 厚生労働省の調査員向け研修（e-ラーニングシステム）の受講を委託先調査員に促します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
研修受講者数 （e-ラーニング 登録者数含む）	6 人 （e-ラーニング 登録者数）	52 人 （e-ラーニング 登録者数 6 人、市認定調査 員研修受講者 46 人）	7 人 （e-ラーニング 登録者数 7 人、市認定調査 員研修は新型コ ロナウイルス感 染拡大防止のた め中止）	60 人	60 人	60 人



2502 ケアプランの点検（介護給付適正化事業）

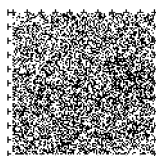
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日常生活圏域（4 圏域）ごとに、地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、地域のケアマネジャーが作成したケアプランに対して指導・助言を行います。受給者が真に必要なサービスを確認するとともに適切なケアプランの作成に向けて、ケアマネジャーの支援を引き続き行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ケアプラン 点検件数	5 件	4 件	5 件	5 件	5 件	5 件

2503 福祉用具購入・住宅改修の訪問調査（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 利用者宅を訪問し、住居の状態を確認することにより、利用者の心身状態にあうよう福祉用具の購入や住宅改修の必要性等を利用者及び事業者に助言をします。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問回数	64 回	52 回	14 回	60 回	60 回	60 回

2504 縦覧点検・医療情報との突合（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況を確認し、医療保険情報との突合により、請求内容の誤りや重複請求を防ぎ、介護給付の適正化に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
突合回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回



2505 介護給付費通知の発送（介護給付適正化事業）

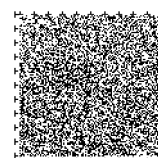
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 サービス利用者や家族に対して、介護給付の内容と説明資料を送付し、不正請求の発見と介護保険制度及び介護給付の適正化への理解を促します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
発送回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

2506 事業者に対する指導・助言

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 適切な事業運営や介護報酬の請求等について、事業者に正確な理解を促すため、連絡会や指導（実地指導・集団指導）を行い、利用者に適正でより良いサービス提供ができるよう事業者を支援し、サービスの質を確保するとともに介護給付の適正化に努めます。					
【担当部署】	福祉政策課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
連絡会 開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

2507 サービス事業者連絡会の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 サービス水準の向上を図ることを目的に、定期的に連絡会を開催します。今後も引き続き、市からの情報発信や事業者間での情報共有及び連携が図れるよう事業者支援を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回



2508 福祉サービス第三者評価受審費補助事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 評価結果によってサービスの質の向上を図ります。また、福祉サービス提供事業者に対して、受審に係る費用を補助し、円滑に受審できるよう引き続き支援します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
受審施設数	4 施設	5 施設	4 施設	5 施設	5 施設	6 施設

2509 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 低所得で生計が困難な方が、経済的理由からサービス利用を控えることがないよう、社会福祉法人及びサービス提供事業者が利用者の自己負担額を軽減し、その一部を市が補助します。また、軽減事業実施事業者の拡大に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
対象者数	53 人	53 人	53 人	55 人	55 人	55 人

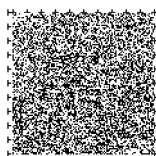
(6) 介護家族支援

2601 家族介護者支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 家族を介護されている方の相談（介護方法や様々な悩みなど）に対応するため、地域包括支援センター及びケアマネジャー等支援者による個別相談を実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					

2602 家族介護慰労金支給事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 1年以上介護サービスを利用せず要介護4・5の高齢者を介護する家族（非課税世帯）に対して、慰労金（年10万円）を支給します。今後も事業の周知を図ります。					
【担当部署】	高齢福祉課					



柱3：医療と介護との有機的なネットワークの構築

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
3. 医療と介護との有機的なネットワークの構築	（１）在宅療養の支援体制の充実	3101～3106
	（２）有機的なネットワークの整備	3201～3204
	（３）緊急時における支援体制の充実	3301～3303

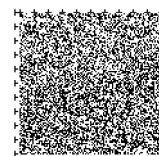
（１）在宅療養の支援体制の充実

3101 「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」の実行と中間検証

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 在宅療養に関する現状把握や関係機関との連携の仕組み、情報の共有方法などの課題を見える化し、関係機関それぞれの役割のもとでの解決策等について、平成30年度に策定した基本方針に基づき、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の整備を推進します。また、6か年計画のうち3年が経過した令和4年に中間検証を行います。
	在宅療養支援課

3102 在宅療養高齢者支援窓口

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅療養高齢者支援窓口は、在宅療養に関する相談や情報提供、入退院調整、在宅療養を継続するために必要な関係機関との連携・調整などを行う窓口です。 在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、関係機関と連携・協力し、在宅療養患者等への支援を行います。					
	在宅療養支援課					
【担当部署】						
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	2,176 人	2,048 人	1,436 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人



3103 在宅医療・介護関係者の研修（医療と介護の連携推進勉強会）

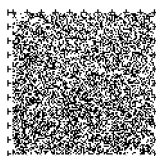
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 医療と介護の連携推進勉強会は、市又は地域包括支援センターが主催し、医療と介護の専門多職種が参加する勉強会です。 専門多職種間の相互コミュニケーションの円滑化を図る有効な手段として、勉強会の開催を継続し、緊密な連携体制を構築します。開催方法については、感染症の影響も考慮しオンラインの活用を視野に入れ検討します。					
	在宅療養支援課					
【担当部署】						
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	2 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	22 回	14 回	12 回	10 回	10 回	10 回
第 1 段階勉強会（市主催）の開催数						
第 2 段階勉強会（市主催）の開催数						
第 3 期圏域勉強会（地域包括支援センター主催）の開催数						

3104 在宅療養の普及啓発

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅療養について、不安や疑問、負担感を持っている方も少なくありません。療養が必要になった患者や家族が、病院や施設以外の療養場所として、在宅療養という選択肢があることを知り、必要に応じて選ぶことができるよう、在宅療養に関する様々な情報をあらゆる媒体を活用し広く市民に発信し、在宅療養の普及啓発を進めます。
【担当部署】	在宅療養支援課

3105 二次医療圏内・関係市町村の連携体制の構築

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市外の医療機関を退院し在宅療養に移行する場合であっても、在宅医療と介護の適切な支援が行われるよう、二次医療圏内の関係者間における円滑な情報共有の方法やツール作成等について、各市の担当部門や医師会等に設置されている在宅療養相談窓口と協議・検討を行い、連携体制の構築を進めます。
【担当部署】	在宅療養支援課



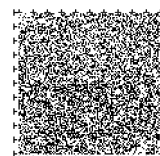
3106 在宅医療相談会【継続】

継続事業ですが
計画書には初掲載

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 過去に実施した調査から、最期を迎えたい場所の希望が自宅であるにもかかわらず、様々な理由で実現しないと考えている人の割合が過半数を超え、在宅療養や看取りについて不安や疑問、負担感を持っている方も少なくありません。 本人・家族が在宅療養を選択肢にするための有効な手段として、不安や疑問を解消するために、在宅医や医療・介護関係者との個人個人のニーズに応じた相談があります。在宅医療・介護の知識を深めるための個別相談を実施し、在宅療養について普及啓発し、実際の利用についての具体的な助言を行うことにより、市民の心理的負担を軽減します。
【担当部署】	在宅療養支援課

（参考）第3期計画に掲載していた「在宅医療・介護連携支援センターの設置」について

第3期に記載していた「2104 在宅医療・介護連携支援センターの設置」（重点事業）については、「2101 在宅療養を支援する部署の設置【新規】」（重点事業）によって、平成30年度に開設された在宅療養支援課が「在宅医療・介護連携支援センター」の機能を担いながら、すでに多様な取り組みにより市内及び市外の医療・介護の関係機関との連携を進めており、実質的に連携支援センターが設置されている状態となっています。



《コラム》

「まちの在宅医療相談会」

～最期まで自分らしく暮らし続けるために～

最期を迎えたい場所の希望については 75 才以上の 60%近い人が自宅であるにもかかわらず、家族の介護負担などを考えると簡単にはいかない現実があります。（「高齢者の健康に関する意識調査」内閣府 2012）

在宅での療養や看取りなどを進めていく中で、ご本人やご家族が、在宅医療への切替え方や時期、また、在宅療養についての準備など、本人を目の前にして、具体的な相談をしづらい現実もあります。その様な相談に、在宅医療関係者が気軽に相談に乗ってくれる場が必要と考え、令和元年度から、市民のみなさまが医師・看護師・包括職員（介護）に相談できる場として、開催しています。

＜R元年度実績＞全6回開催。 延べ参加者 16 名。講演形式で開催時延べ参加者 33 名。

＜効果＞参加者のアンケート結果、ほぼ全員が利用してよかった、時間・助言に満足。不安に思っていた事、今後の見通しが開け、安心できた等の感想あり。当事業をきっかけに実際に在宅医につながった例がありました。

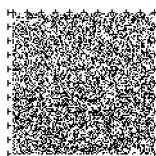
R2年度の実績は新型コロナウイルスの影響で、入院・入所中で面会ができないことや、在宅医療について周知が進んだためか、毎回応募があり、4回実施し、すでに個別相談数8件、14名の利用があり、末期がんのご本人の相談も数人ありました。

☆お気軽に在宅医療相談の場をご利用いただきたいと思います。

日付	会場	利用者
R1.5.30	生活・保健センター	2名
R1.6.13	百草団地ふれあいサロン	4（20）名
R1.7.11	多摩平交流センター	3名
R1.9.19	平山交流センター	2名
R1.10.17	新町交流センター	4名
R1.11.29	高幡台団地集会所	1（13）名
R1.12.5	マザース多摩川苑	－
R2.2.29	南平駅西交流センター	－
	利用者合計	16（33）名
	（ ）は講演会方式で実施の参加者数	



関連施策：3106 在宅医療相談会



(2) 有機的なネットワークの整備

3201 在宅高齢者療養推進協議会（検討部会）の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅高齢者療養推進協議会は、在宅療養に関する課題の検討等を行う会議体です。また、協議会の下に検討部会を設け、在宅療養の推進に資する様々なより具体的な取組みの検討・企画・運営をしています。 今後もこのような会議での検討を通じて、効果的な在宅療養の推進の取組みを進めます。
【担当部署】	在宅療養支援課

3202 医療と介護の連携支援ツールの普及

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 医療と介護の連携支援ツールとして、医療と介護の関係者が高齢者の支援に必要な情報を円滑にやり取りするための市の統一様式である、介護と医療の連携シートや多職種連携ガイドを市内の関係者間で運用しています。医療と介護の連携体制を推進・強化するため、このような連携支援ツールの普及啓発の取組みを今後も継続し、関係者が更に使いやすいと感じるような医療と介護の連携シートの改善、多職種連携ガイドのデザインのリニューアル等を通して、更なる利用促進を図ります。
【担当部署】	在宅療養支援課

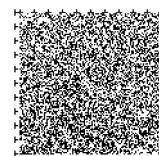
3203 ICT を活用した情報ネットワークの構築

継続事業ですが
計画書には初掲載

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 市民が安心して在宅で療養ができるように、医療や介護サービスの多くの専門職がリアルタイムに情報を共有し充実したサービスを提供するため、非公開型医療介護専用SNSである「MCS（メディカルケアステーション）」を活用した情報連携ネットワークの構築を進めます。					
【担当部署】	在宅療養支援課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	登録者数	—	30 人	54 人	100 人	150 人

3204 保健師の専門性を活かしたコーディネート機能の促進支援の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 保健師が、全ての住民の健康の維持増進を支援する専門職としてその専門性を発揮できるように、配置、人材育成、評価、活動方針を整備し、地域活動や訪問活動に力を入れ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう進めてまいります。さらに地域の専門職等との多職種連携を推進し、地域の人的・社会的資源の活用を念頭に入れた支援を進めます。
【担当部署】	健康福祉部、市民部



（３）緊急時における支援体制の充実

3301 在宅療養高齢者一時入院事業

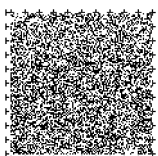
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅で療養生活をする医療対応を要する要介護状態の高齢者等が、介護者の入院等により在宅生活の継続が困難となった場合に、一時的に医療機関に入院し、適切な医療を適時受けることができるよう専用の入院病床を確保する事業です。 在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、今後も必要な病床数を確保します。
【担当部署】	在宅療養支援課

3302 高齢者緊急一時保護事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護者の緊急入院や養護者からの虐待により在宅での生活が困難となった場合に高齢者を介護施設で一時的に保護（介護）する事業です。迅速かつ円滑に制度の利用ができるよう、今後も適正な数の介護施設と受入れに関する契約を締結します。
【担当部署】	高齢福祉課

3303 高齢者緊急一時保護（シェルター確保）事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者緊急一時保護（シェルター確保）事業は、養護者からの虐待を受けた高齢者を一時的に保護（介護）するための施設の居室を通年で確保する事業です。迅速かつ円滑に制度の利用ができるよう、今後も適正な数の居室の確保をします。
【担当部署】	高齢福祉課



柱4：認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実

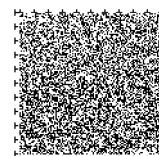
【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
4. 認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実	（1）認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立	4101～4103
	（2）認知症の理解促進	4201～4201
	（3）認知症当事者及び介護者への支援	4301～4309
	（4）若年性認知症対策の推進	4401～4402

（1）認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立

4101 認知症の人と家族を支える機関との連携【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症が今後更に増加していくという将来予測を踏まえ、認知症の早期診断、適切な医療及び介護の提供、相談体制の確立が求められています。「多摩平の森の病院」が地域連携型認知症疾患医療センターとして東京都の指定を受け、認知症支援の複合的な機能が整備されました。認知症初期集中支援チームは、令和 2 年度から「多摩平の森の病院」と「七生病院」の 2 チームとなり、地域包括支援センターと連携し、支援につなげています。また、東京都多摩若年性認知症総合支援センターなどの関係機関や認知症家族会などの関係団体との連携を一層強化することにより、一体的かつ効果的な認知症の支援体制を構築します。					
	高齡福祉課					
【担当部署】						
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	13 人	16 人	17 人	20 人	22 人	24 人
認知症初期集中支援チーム利用者数(実人数)						



4102 認知症地域支援推進員による認知症の人や家族の視点を重視した取組みの推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症地域支援推進員は、認知症に関する正しい知識の普及啓発、認知症の人や家族に対する個別支援、関係機関とのネットワークづくり等を重点的に行う専門員として、各地域包括支援センターに1人ずつ、市内に計9人配置しています。 今後も認知症地域支援推進員を中心に認知症の人や家族の視点到った地域づくりを進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

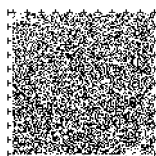
4103 認知症支援コーディネーター

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症支援コーディネーターは、認知症地域支援推進員による個別のケースの後方支援や認知症対策推進会議の開催等、医療専門職の視点に基づく助言やコーディネートを行う認知症の専門員です。日野市では、保健師がその役割を担っており、高齢福祉課に1人配置しています。 認知症地域支援推進員による個別ケースの支援が適切かつ円滑に実施されるよう、今後も認知症支援コーディネーターによる後方支援体制を継続します。
【担当部署】	高齢福祉課

(2) 認知症の理解促進

4201 認知症サポーターの養成【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 認知症の人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくためには、地域や職域などで認知症への理解を深めてもらうことが重要です。 認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。認知症であっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、認知症サポーターの養成を更に推進し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	16,415 人	18,793 人	19,411 人	21,000 人	22,000 人	23,000 人
認知症 サポーター数 （延べ数）						



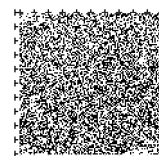
(3) 認知症当事者及び介護者への支援

4301 徘徊高齢者への支援策の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 徘徊による事故や行方不明者の増加は深刻な社会問題となっています。また、徘徊は、家族介護者にとっても大きな負担となっており、認知症の当事者及び介護者を支援する仕組みの充実が求められています。 市では、現在、徘徊高齢者探索サービス、靴シール、メール配信システム等により対策を行っております。今後はさらに利用の促進を図るとともに認知症サポーターの養成等により、地域全体で見守り・支え合う体制づくりを推進します。これらの取組みにより、認知症徘徊高齢者 SOS ネットワークに登録することが、当事者及び介護者によって、地域で安心して過ごせることにつながるよう支援を進めます。					
	高齡福祉課					
【担当部署】						
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	高齡者徘徊 SOS ネットワ ークの登録者 数（延べ数）	340 人	350 人	350 人	—	—
徘徊高齢者情 報配信メール 登録者数	1,686 人	1,770 人	1,871 人	1,900 人	1,950 人	2,000 人

4302 徘徊高齢者等探索サービス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅の認知症高齢者等が行方不明になった場合に居場所を家族等が探索できるよう、所在地を知らせる GPS 端末機を貸与します。また、GPS 端末機の貸与サービスには、認知症高齢者等が法律上の損害賠償責任を負った場合に備える「日常生活賠償補償」が付帯されております。認知症徘徊高齢者 SOS 高齢者ネットワークの登録者数を増やすとともに、当事業の利用者も増やす取組みを行います。					
	高齡福祉課					
【担当部署】						
	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
指標						
利用者数	71 人	64 人	86 人	90 人	100 人	110 人



4303 家族介護者交流会

継続事業ですが
計画書には初掲載

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 家族を介護されている方が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日頃の思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる憩いの場として地域包括支援センターが中心となり、市内を4つの圏域に分けて実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

4304 認知症当事者及び介護者の支援と認知症バリアフリーの推進

継続事業ですが
計画書には初掲載

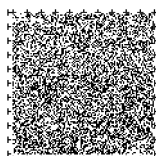
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症の方を介護している家族の中には、周りの助けや理解を得られず、「孤立感」を感じている人も少なくありません。認知症当事者及び介護者の支援及び認知症バリアフリーの推進のため、オレンジ広場（認知症カフェ）は、認知症の人や家族、地域の人などが気軽に立ち寄る「つどいの場」です。地域の中で孤立しがちな認知症（若年性認知症）の人や家族がいつでも気軽に参加し、専門家への相談や地域の人との相互交流を通じて、介護負担の軽減や悩みを解消したり、地域で支え、見守る活動を進めます。オレンジ広場（認知症カフェ）は 10 か所設置され目標値は達成されています。
【担当部署】	高齢福祉課

4305 チームオレンジの設置【新規】【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 認知症の人や家族を地域全体で見守り・支えていくためには、その担い手となり得る人材を育成し、地域で活躍してもらう仕組みづくりが必要です。 チームオレンジは、認知症サポーターの活動をさらに前進させ、地域で暮らす認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組みです。 認知症の方やその家族を支える地域の担い手となる人材を養成し、支援ニーズと結びつけることで、認知症の方がより暮らしやすい地域づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	チームオレンジ設置数	—	—	—	1 か所	1 か所

チームオレンジとは

本人・家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターのチームのことです。認知症サポーターがステップアップ研修を受けて、チームオレンジのメンバーとなります。活動内容は、外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人や家族の居宅へ出向く出前支援などです。



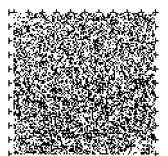
4306 認知症検診事業【新規】【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 日野市では、要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、4,660 人（2019.3.31 現在）であり、高齢者人口の約 10%となっています。今後 75 歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。日野市では、認知症に関する知識の普及啓発を進めるとともに、認知症の早期診断・対応を促進することを目的に認知症検診事業を実施します。				
	高齡福祉課				
【担当部署】					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
認知症検診 受診率	—	—	—	15%	16%
					17%

4307 認知症を知る月間の開催

継続事業ですが
計画書には初掲載

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 9月21日の「世界アルツハイマーデー」に合わせ、平成26年度から毎年9月を「認知症を知る月間」とし、市民の認知症への理解促進や家族介護者への支援等を目的として、様々なイベントを開催しています。今後も、市民が認知症に対する知識と理解を深め、認知症の方や介護者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、取組みを継続します。				
	高齡福祉課				
【担当部署】					



《コラム》

「日野市認知症を知る月間」
～認知症の本人や家族に優しい地域を目指して～

日野市では、平成26年度より、9月21日の「世界アルツハイマーデー」に合わせて、毎年9月を「認知症を知る月間」と位置づけ、「第4期日野市高齢者福祉総合計画」でも認知症施策の重要なポイントの一つである「認知症の理解促進と地域全体で本人及び家族介護者を支える体制の充実」を目的として、関係機関や関係団体と協力のもと、様々な市民啓発・家族支援イベントを開催しています。以下に過去のイベントをご紹介します。

開催年度	市民啓発イベント	家族支援イベント
令和2年度	認知症関係者による座談会を開催し、その様子を広報ひのやホームページに掲載。	
令和元年度・平成31年度	専門家によるパネルディスカッション等	当事者・家族の登壇。介護劇の上映等。
平成30年度	台風の影響により開催中止。	医師による認知症の治療と対応に関する講座
平成29年	市民によるチャリティーコンサート、寸劇、講座等	医師、言語聴覚士による講演会等。

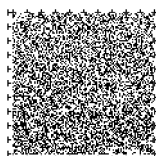
関連施策：4307 認知症を知る月間の開催



4308 認知症ケアパスの充実

継続事業ですが
計画書には初掲載

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 自分でできる「認知症チェックリスト」等を掲載した「認知症ガイドブック」(認知症ケアパス)を認知症検診事業対象者へ配布し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、認知症検診の結果により、認知機能障害の疑いとなった方への相談先の周知や専門医療機関の案内、介護サービスの紹介や進行予防の啓発などの情報が整理された冊子です。今後も認知症当事者の方やその家族の方のご意見や関係者からの意見を踏まえ、掲載内容を改定します。
【担当部署】	高齢福祉課



4309 認知症かかりつけ医等の充実【重点事業】

継続事業ですが
計画書には初掲載

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 市では、要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、4,660 人（2019.3.31 現在）であり、高齢者人口の約 10%となっています。今後 75 歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の認知症対応力の向上により、認知症の早期診断と適切な医療および対応を促進することが期待されます。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R5 年度
	—	—	—	32 か所	36 か所

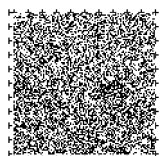
(4) 若年性認知症対策の推進

4401 多摩若年性認知症総合支援センター等との連携【新規】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 市内に東京都多摩若年性認知症総合支援センターが設置されている地域特性を活用し、同センター等と連携して、若年性認知症支援に取り組みます。またセーフティネットコールセンターや障害福祉課とも連携し、就労支援等にも取り組みます。
【担当部署】	高齢福祉課

4402 企業向け認知症サポーターの養成【新規】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 多摩若年性認知症総合支援センターと連携し、市内企業において企業向け認知症サポーター養成講座を開催し、若年性認知症への理解促進を図るとともに、若年性認知症の方が働き続けられる環境づくりを進めます。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R5 年度
	—	—	—	3 回	5 回



柱5：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
5. 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	(1) 高齢期の健康づくり	5101～5108
	(2) 健診体制の整備	5201～5207
	(3) 就労や社会参加の促進	5301～5303
	(4) 住まいの支援	5401～5409
	(5) 日常生活の支援	5501～5509
	(6) 権利擁護の推進	5601～5601
	(7) 福祉のまちづくり	5701～5701

(1) 高齢期の健康づくり

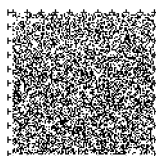
5101 地域で支える健康づくりの推進

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 高齢社会を地域で支えるための「健康づくり」を推進するため、地域で自発的に健康づくりを行うための仕組みづくりの取り組みや、自分に合った健康づくりの場の情報提供を行います。
【担当部署】	健康課

5102 日野人運動事業と地域介護予防活動支援事業（ひの筋体操等）との連携

【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野人運動事業では、場所や定員等により参加できない人がいるため、多くの方が運動できる事業が求められています。 そのため、行政が主体的に行っている体操事業を地域で住民が自主的に行えるよう関係機関と連携を図り、より多くの方が体操を行えるよう地域介護予防活動支援事業とあわせて調整を図ります。
【担当部署】	高齢福祉課



5103 高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業の推進

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 スポーツ推進委員により、高齢者が気軽に参加できる、ちょこっとウォーキング事業の実施やニュースポーツの指導・普及を推進します。
【担当部署】	文化スポーツ課

5104 日野市市民の森ふれあいホールの活用

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市市民の森ふれあいホールの指定管理者が実施する、カルチャー＆スポーツ教室の参加者増加を促進します。
【担当部署】	文化スポーツ課

5105 身障高齢者機能回復助成事業

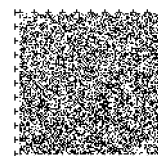
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 身体障害者手帳（１～６級）を所持している 70 歳以上の方に、あんま・マッサージの 施術券を発行します。 指定施術院の加入する日野市視覚障害者協会と連携し、引き続き実施します。					
	高齢福祉課					
【担当部署】						
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用枚数	4,254 枚	3,882 枚	2,474 枚	4,900 枚	4,900 枚	4,900 枚

5106 高齢者の食生活改善事業（フレイル予防）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者への低栄養の予防や健康づくりのために必要な食生活の知識等について、フレイル予防事業の中で高齢福祉課とともに周知・啓発を行います。
【担当部署】	健康課・高齢福祉課

5107 摂食嚥下機能支援の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市民が自ら摂食嚥下について認識をもてるよう、分かり易く障害に関する知識を普及・啓発し、機能低下を防止するとともに、多職種連携を図りながら、摂食嚥下障害のリスクがある方の適切な支援につなげます。
【担当部署】	健康課・高齢福祉課・在宅療養支援課



5108 地域に根ざした保健師活動

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 保健師による地域の健康づくり事業として「日野人げんき！」ゼミナールを実施します。自治会や企業のイベント等と協働で実施します。健康づくりのための行動ができる市民を増やします。
【担当部署】	健康課

(2) 健診体制の整備

5201 特定健診・特定保健指導

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 40歳から74歳までの日野市国民健康保険加入者に対して生活習慣病の早期発見・早期予防、健康の保持のため健康診査を実施するとともに、生活習慣病予備群の方には特定保健指導を実施します。
【担当部署】	健康課・保険年金課（特定保健指導は、R2年度から保険年金課へ移管）

5202 後期高齢者健診（いきいき健診）

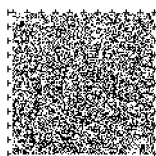
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 後期高齢者医療制度の認定を受けている方に対して健康の保持増進のための健康診査を実施します。
【担当部署】	健康課

5203 各種がん検診

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 国の指針に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を実施します。
【担当部署】	健康課

5204 歯周疾患検診

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 歯周病による歯の喪失を予防するためにお口の健康診査を実施します。
【担当部署】	健康課



5205 高齢者の感染症疾患を予防するための対策

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種について適切な情報を提供します。
【担当部署】	健康課

5206 人間ドック受診料の助成（国民健康保険）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 国民健康保険加入者の人間ドック及び脳ドック受診に対し、受診料の一部を助成します。
【担当部署】	保険年金課

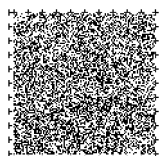
5207 人間ドック受診料の助成（後期高齢者医療）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 後期高齢者医療制度加入者の人間ドック及び脳ドック受診に対し、受診料の一部を助成します。
【担当部署】	保険年金課

（３）就労や社会参加の促進

5301 シルバー人材センターの取組みへの支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者自らが社会を支える担い手として活躍することが期待されています。シルバー人材センターでの高齢者の就労は、地域や社会に関わる機会にもなり、生きがいの創出や地域活性化の期待もできます。 シルバー人材センターは、高齢者が、その知識及び経験を活かして生きがいを持って暮らしていけるよう、仕事を通じて様々な社会参加の機会を提供しています。 市内の事業所や企業においても、保育や介護などを始めとする様々な分野で働く担い手が不足しており、働く意欲のある高齢者が求められています。市では、日野市シルバー人材センターが行う取り組みを引き続き支援することで、高齢者の就労と社会参加を促進します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第３期（実績値）			第４期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
会員数	1,616 人	1,617 人	1,634 人	1,633 人	1,649 人	1,665 人
就業実人数	1,358 人	1,368 人	1,153 人	1,381 人	1,394 人	1,407 人
就業率	84.0%	84.5%	70.6%	84.5%	84.5%	84.5%
就業延べ人員	148,030 人	149,339 人	100,829 人	150,832 人	152,340 人	153,863 人

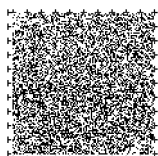


5302 介護サポーター制度

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が、介護保険施設等に対するボランティア活動や体操・運動活動の支援といった介護サポーターの活動を通じて、元気に暮らせることを目的とし、高齢者自身の社会参加活動を促します。また、介護サポーターの活動は、介護予防に資するため、サポーターへの参加者が増えるよう啓発事業を行います。介護サポーターが行ったボランティア活動に対し、活動ポイントを付与しその実績に応じて、交付金又はカワセミ商品券に転換することが可能です。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
交付金 申請者数	157 人	158 人	153 人	150 人	150 人	150 人

5303 高齢者ボランティアの相談・紹介システムの整備支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市社会福祉協議会ボランティア・センターにおいて実施する事業を支援します。日野市社会福祉協議会職員とボランティア窓口相談員（相談員はボランティア）により、ボランティアに関する相談や、ボランティアを募集したり、受け入れたりしている施設、団体、個人への紹介を行います。事業の支援によって、地域の元気な高齢者が活躍する場を創出し、地域を支える人材となってもらうことで「互助のまちづくり」の実現を目指します。					
【担当部署】	福祉政策課					



(4) 住まいの支援

5401 シルバーピア事業

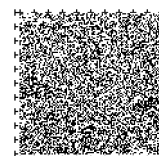
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、自立して日常生活のできる方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅を提供しており、市内に12棟278戸を運営しています。 令和4年度末で借上げ期間が終了する2棟35戸は廃止します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
棟数	12棟	12棟	12棟	12棟	12棟	10棟
部屋数	278戸	278戸	278戸	278戸	278戸	243戸

5402 サービス付き高齢者向け住宅

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談等のサービスの提供が受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」を民間事業者が設置・運営するものです。 市内の高齢者向け住宅は、概ね充足していると考えられますが、介護・医療施設の不足する地域において、サービス付き高齢者向け住宅の住民が利用可能な介護・医療一体型などの地域密着型サービスを併設する住宅は設置について個別に検討します。 現在、市内に6棟（182戸）がありますが、基礎調査の結果から市民の新たなニーズは少ないと考えます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
棟数	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟	6棟
部屋数	182戸	182戸	182戸	182戸	182戸	182戸

5403 養護老人ホーム

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65歳以上の者であって、身体上又は精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により、住居において養護を受けることが困難な方が、居住地の首長（福祉事務所が設置の場合は事務所長）の措置により入所できる施設で、市内には1か所50床の施設があります。今後も、措置が必要な高齢者を支援するため、養護老人ホームと連携します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
床数	50床	50床	50床	50床	50床	50床

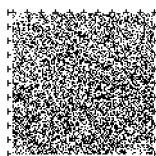


5404 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢のため独立して生活をするには不安が認められる者、または、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる者で、家族による援助が困難な高齢者を入所させる施設で、低額の料金で、食事、日常生活に必要な便宜を提供します。施設は入居者の自立度により、A型、B型、ケアハウスの3種類に分かれています。食事の提供を必要とするA型、自炊が原則のB型、A型に介護サービスを提供できるケアハウスがあります。 現在、市内に1か所（30床）のケアハウスがあり、A型、B型の単独施設のニーズはないため、現在の施設数で引き続き実施します。					
	高齡福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
床数	30床	30床	30床	30床	30床	30床

5405 有料老人ホーム

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設です。介護付、住宅型、健康型の3類型あり、介護付は特定施設（特定施設入居者生活介護）の事業所指定を受けており、入居者は介護が必要になれば、ホームの提供する入居者生活介護サービスを利用することができます。住宅型は生活支援サービスが付いており、地域の居宅介護サービスを利用することができます。健康型は、介護保険サービスを受けることができません。 市内に8か所（455床）の介護付がありますが、基礎調査の結果から市民の新たなニーズは少ないと考えます。また、同様に基礎調査の結果から住宅型、健康型について市民のニーズはないと考えます。					
	高齡福祉課					
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設数	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟
床数	456床	455床	455床	455床	455床	455床



5406 東京都高齢者向け優良賃貸住宅への助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が安心して居住できるように「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅である「高齢者向け優良賃貸住宅」の事業者に対し、整備や家賃減額に伴う費用の補助を行うもので、市内には1棟 17 戸があります。また、令和 4 年度末で借上げ期間が終了する借上げ型シルバーピア 2 棟 35 戸を高齢者向け優良住宅に転向する予定もあります。入居者の高齢化に伴い、退去者が増加傾向にあるため、入居者の募集を円滑に行い、空室期間を短くします。					
	【担当部署】 高齢福祉課					
	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
指標	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	3 棟
屋数	17 戸	17 戸	17 戸	17 戸	17 戸	52 戸

5407 居住支援協議会

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市・不動産関係団体・居住支援団体が連携を図り、住宅の入居に関して困っている高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への入居の支援及びその後の安定して生活できる支援等の取り組みを推進します。
【担当部署】	都市計画課

《コラム》

「日野市の居住支援の取り組み」

～住まい探しの相談は、あんしん住まいの日野～



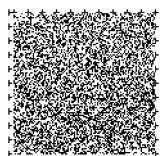
「あんしん住まいの日野」とはこんな制度です！

この事業は、日野市社会福祉協議会が相談窓口となり、市内に居住する住宅確保要配慮者(高齢者など)からの個別相談に応じ、民間賃貸住宅の物件情報の提供や生活支援サービスのご案内などを行っています。

住まい探しでお困りの方は、まずは「日野市社会福祉協議会」へご相談ください。

- * 予約受付窓口：日野市社会福祉協議会
- * 電話：050-3537-5765
- * 時間：平日 8時30分～17時15分

関連施策：5407 居住支援協議会



5408 高齢者民間住宅家賃助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 民間アパート等に居住する低所得の高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成するものです。 潜在的に制度を必要とする対象者に向けて、事業の PR 等を積極的に行い、制度の利用促進のための取り組みを進めます。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
世帯数	67 件	118 件	146 件	150 件	170 件

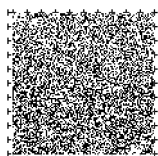
5409 住宅リフォーム資金補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市内業者の施工する高齢者・障害者等の住宅におけるバリアフリー対応型工事及び耐震補強工事について、対象経費の一部を助成します。
【担当部署】	都市計画課

(5) 日常生活の支援

5501 自立支援日常生活用具給付

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 介護保険において「非該当」の認定を受けた方及び介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において用具の給付が必要と認められる高齢者に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープを給付し、自立を支援する事業です。 申請件数は減少傾向にあります。令和 2 年度に給付内容の整理を行いました。今後、対象者要件などについて制度の見直しを検討します。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
給付件数	0 件	0 件	4 件	2 件	2 件

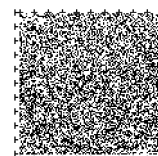


5502 自立支援住宅改修給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日常生活に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで生活の拡大・自立を図る事業です。介護保険で「非該当」の認定を受けた方及び介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において住宅の改修が必要と認められる高齢者が対象の予防給付と、要支援以上の方が対象の設備給付があります。 令和 2 年度に給付内容の整理を行いました。今後、対象者要件などについて制度の見直しを検討します。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R5 年度
改修件数	20 件	26 件	22 件	27 件	27 件

5503 在宅ねたきり高齢者等おむつ給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 寝たきり又はこれに準ずる（原則要介護 4・5）在宅高齢者で、失禁や尿漏れなどでおむつを必要とする方などに、おむつを給付する事業です。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R5 年度
延利用者数	6,109 人	6,238 人	5,805 人	6,543 人	6,979 人



5504 配食サービス

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯などで、身体および健康上の理由により買い物や調理が困難な方に、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のために、食事を配送します。 今後も栄養改善の必要な高齢者向けに安定した食事の提供体制の確保は必要と考えますが、見守りを含め民間事業者のサービスが充実している現状を踏まえ、制度の廃止を含めた整理、再設計を行います。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
	R5 年度				
昼配食数	昼：56,091 食	昼：57,885 食	昼：54,836 食	※	※
夜配食数	夜：15,280 食	夜：17,173 食	夜：17,720 食	※	※

※今後のあり方については再検討いたします。

5505 福祉有償運送運営協議会

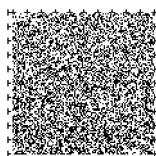
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 道路運送法に基づき登録制で実施されている NPO 等の自家用自動車による高齢者等の移動困難者を対象とした福祉有償運送について、登録団体の適正な実施状況の確認、及び、日野市における有償運送の必要性、課題、対価、輸送の安全と利便の確保にかかる方策等を協議します。 協議会を通じて、移動困難者の地域での生活を支援します。
【担当部署】	福祉政策課

5506 福祉移送サービス事業者補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 福祉移送サービス事業者補助では、在宅において一般交通機関の利用が困難な者、下肢が不自由なため外出が困難な者の利便を図るため、福祉車両による移送サービスを行う福祉有償運送事業者に対し、補助を行います。
【担当部署】	高齢福祉課

5507 ねたきり高齢者理容・美容券交付事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65 歳以上の 3 か月以上自宅で寝たきり状態にある方（要介護4・5）に対して、訪問による理容・美容が受けられる理美容券を発行します。				
【担当部署】	高齢福祉課				
指標	第3期（実績値）			第4期（目標値）	
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
	R5 年度				
利用枚数	485 枚	474 枚	334 枚	460 枚	470 枚
					480 枚



5508 粗大ごみふれあい収集事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1・2級の者のみの世帯で、自ら運び出しが困難で、身近に協力を得ることが困難な方には、収集員が粗大ごみの室内からの運び出しを行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

5509 ハンディキャップシール・ボックス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ホームヘルパー等の手伝いが必要とされる方のごみ排出を円滑に行うため、ハンディキャップシール・ボックスを使用することによって指定日以外にも排出ができます。回収は通常の収集時に行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

(6) 権利擁護の推進

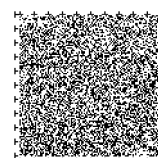
5601 成年後見制度の利用促進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 成年後見制度の利用促進を図り、市民の権利擁護支援体制を整備します。 ・成年後見制度の申立費用や、成年後見人等への報酬負担が困難な方に費用を助成する制度では、経済的な負担を理由に成年後見制度の利用ができないことがないよう、成年後見制度のPRとともに助成制度の普及を図り、成年後見制度の利用促進につなげます。 ・「日野市成年後見制度説明会（相談会）」を開催し、市民や市内事業所等に対して制度の周知を図り、成年後見制度を必要とする方の利用を促進します。 ・調布市、狛江市、多摩市、稲城市と共同で運営している「多摩南部成年後見センター」により、虐待など複雑な事情を抱えていて資力のない方の法人後見事務を実施することでセーフティネットの役割を果たします。合わせて、成年後見制度を支える市民後見人の養成、専門職紹介制度の実施、後見人連絡会の開催などを行います。
【担当部署】	高齢福祉課・福祉政策課

(7) 福祉のまちづくり

5701 地域の実情に合った便利で効率的な公共交通網の確立

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 交通空白地域を解消することを通じて、障害者や高齢者の外出を促します。また、地域の実情に合った公共交通網を確立し、利用しやすいミニバス及びワゴンタクシーの運行を目指します。
【担当部署】	都市計画課



柱6：高齢者の安心・安全の確保

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
6. 高齢者の安心・安全の確保	(1) 災害対策	6101～6103
	(2) 感染症予防対策の周知 徹底とフレイル等の進行予防	6201～6205
	(3) 居宅内での安全確保	6301～6302

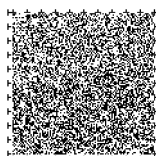
(1) 災害対策

6101 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり

【概要】 及び 【方向性】	【拡充】 災害時要配慮者である高齢者や障害者で、災害時に避難行動に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）に、真に避難支援が必要な方を登録し、名簿の整備を進めます。さらに、本人の同意を得た上で自治会等の地域に名簿情報を提供するとともに、高齢者を支える地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の協力を得て、自助の意識の啓発や災害時の呼びかけ等を行い、災害時要配慮者を支援する共助の体制づくりを進めます。					
	高齡福祉課・障害福祉課					
【担当部署】						
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施地区数	18 地区	21 地区	23 地区	—	—	—
名簿登録 同意者数	1,689 人	1,954 人	2,440 人	2,600 人	2,800 人	3,000 人

6102 福祉避難所の確保

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に指定避難所等での生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする高齢者や障害者を対象とした避難所（福祉避難所）を確保します。					
【担当部署】	高齢福祉課・障害福祉課・防災安全課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	協定締結施設	21 施設	23 施設	25 施設	26 施設	26 施設



6103 災害時応援協定締結の介護事業所の確保

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に、福祉避難所を利用する高齢者や障害者等の安全な避難、安心して避難生活をおくれる支援を実施するため、介護事業所の専門性を有する人材や保有する施設・車両等の提供をいただける介護事業所の確保が必要です。このため、介護事業所と災害時応援協定を締結するなど、協力体制の構築を検討します。
【担当部署】	防災安全課、健康福祉部 または、高齢福祉課・障害福祉課

(2) 感染症予防対策の周知徹底とフレイル等の進行予防

6201 高齢者市民への新型コロナウイルスを含めた感染症の感染予防の周知啓発

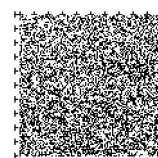
【概要】 及び 【方向性】	【新規】 高齢者に新型コロナウイルスなどの予防についての情報を、広報やホームページ、LINE 等による発信や地域包括支援センター等からの発信により、高齢者への周知啓発に取り組みます。
【担当部署】	高齢福祉課

6202 地域包括支援センターへの新型コロナウイルスを含めた感染症の感染予防対策の情報提供及び周知

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 新型コロナウイルス流行下における感染予防ガイドライン及び高齢者宅への訪問基準と訪問時の感染予防マニュアルの作成、また、南多摩保健所と連携し感染予防に関する研修を実施する等、感染予防対策を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

6203 感染症拡大防止のための介護事業所への情報提供・周知

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 感染症発生に備えるため、介護事業所との連携を図りつつ、介護事業所向けに国や都等の感染症対策情報の提供や周知、啓発を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
回数	-	-	-	4 回	4 回	4 回



6204（2201の再掲） 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者の生活機能が低下しないよう介護予防・フレイル予防に資する基本的な知識の普及啓発や運動をはじめめるきっかけづくりを目的とした体操教室や講座等を開催します。 また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える方々に対して、オンラインや動画を活用し、自宅で介護予防・フレイル予防を実施できる仕組みを合わせて実施してまいります。
【担当部署】	高齢福祉課

6205 福祉避難所における衛生品の備蓄

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 災害時に福祉避難所で安心して過ごすことができるよう、衛生品を確保し、感染症拡大防止に配慮した福祉避難所の運営を行います。
【担当部署】	高齢福祉課

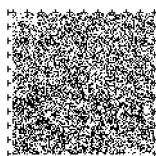
(3) 居宅内での安全確保

6301 住宅火災直接通報事業

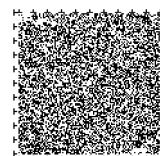
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65 歳以上で心身機能の低下や居住環境等から防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に、防災機器を給付します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
火災警報器 利用者数	2 人	2 人	1 人	4 人	4 人	4 人

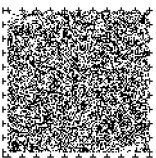
6302 救急代理通報事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65 歳以上のひとり暮らしまたは夫婦等の世帯の高齢者であって、日常生活上、常時注意を要する状態にある方の緊急事態の発生を外部（東京消防庁）に通報し、生活の安全を確保します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第 3 期（実績値）			第 4 期（目標値）		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	54 人	52 人	48 人	60 人	65 人	70 人



第5章 介護保険に関する財政見通し





第5章 介護保険に関する財政見通し

本章では、介護保険の財政見通しについて整理します。

1. 介護保険財政の制度概要

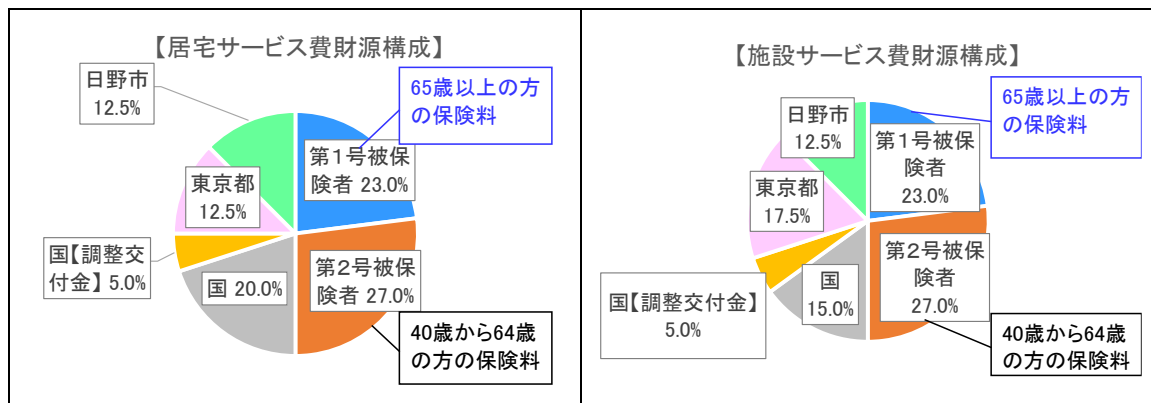
(1) 財源構成

介護保険サービスの保険給付及び地域支援事業の費用については、以下のとおり介護保険料と公費で負担します。

① 標準給付費の財源構成

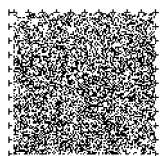
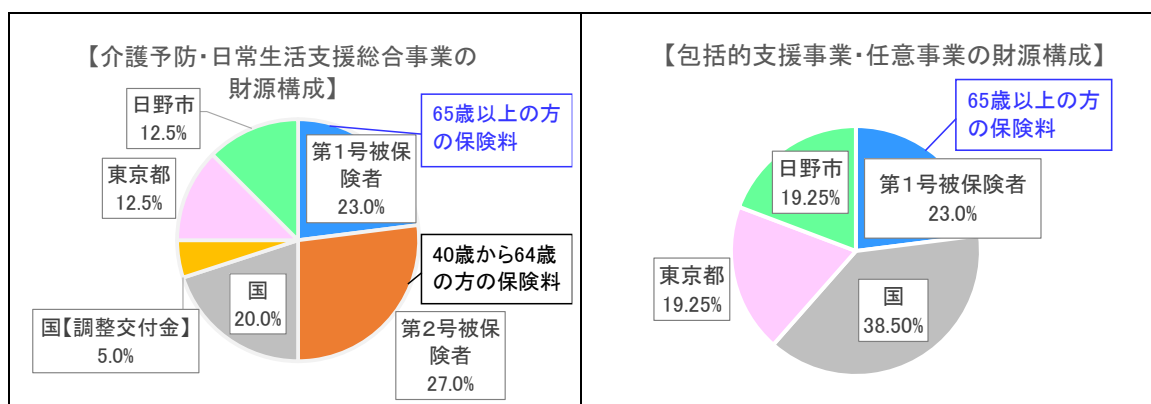
介護保険に関する給付費は、サービスを利用するときの利用者負担分を除き、50%を介護保険料、50%を公費（国、都、日野市）で負担します。

第1号被保険者の負担割合は、第8期では第7期と同様の23%となっています。



② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業、任意事業」があり、それぞれの財源構成は以下の通りです。



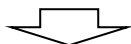
(2) 介護保険料算定の手順

第1号被保険者の介護保険料は、第8期介護保険事業計画期間の地域支援事業費を含む総事業費の23%を第1号被保険者見込み数で割ることにより算出します。

図 34 介護保険料算定の手順

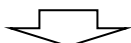
① 高齢者人口の推計

・住民基本台帳人口をもとに、人口推計を行い、将来の第1号被保険者数を算出します。



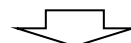
② 認定者数の推計

・高齢者の年齢を6段階に分け、年齢ごとの認定率を求め、そこから認定者数を推計します。



③ 各サービス利用者数の推計

・現在の利用をもとに、各サービスの利用者数を推計します。あわせて施設の新設等、市の施策や需要動向を勘案して利用者数・利用率を補正して、将来のサービスごとの推計値を求めます。



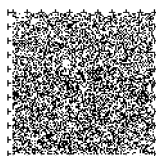
④ 保険給付費・地域支援事業費の推計

・令和3～5年までの必要とされる給付費を算定します。あわせて補足給付費や高額介護サービス費等、地域支援事業費の算出を行い、加算して、総事業費を求めます。



⑤ 保険料基準額の決定

・④の費用に対して、第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じることで、算定上の介護保険基準額を算出し、介護保険準備基金や保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用する場合にはその金額を踏まえ、保険料基準額を決定します。



（３）制度改正等の保険料への影響

高齢者人口や、介護認定者となる高齢者の増加により、介護保険料が上昇することが見込まれます。

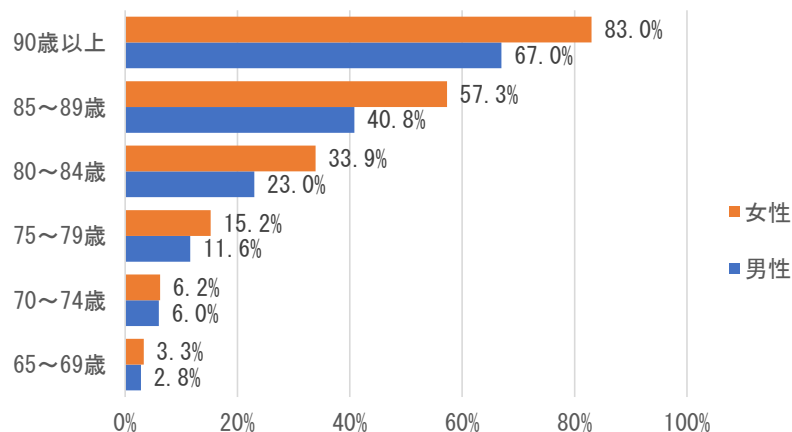
ここでは、介護保険制度の変化や社会情勢等の変化により、保険料が変化する理由を記載します。

① 要介護等になりやすい、75 歳以上や 85 歳以上の高齢者が増加

日野市では、今後当面の間は高齢者数自体はそれほど増加しませんが、75 歳以上の後期高齢者や、85 歳以上の高齢者が大幅に増加すると見込まれます。

同じ高齢者でも、75 歳以上や 85 歳以上の高齢者は、下記のグラフにあるように、一般的には介護保険の認定者になる方の比率が非常に高くなるため、高齢者数はあまり増えなくても認定者は大幅に増加すると見込まれます。そのため、保険料の上昇が見込まれます。

図 35 国平均認定率（平成 27 年度）



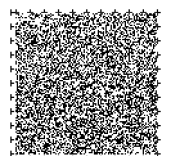
資料：男女共同参画白書（平成30年版）

② 調整交付金の交付割合

調整交付金制度は、国が負担すべき 25%のうち、所得が低い高齢者が多く、後期高齢者の割合が多い自治体には、25%を超えて国が負担する反面、所得が高い高齢者が多く、後期高齢者あるいは 85 歳以上高齢者の割合が低い自治体には国の負担率が 25%を下回るなど、地域の状況に応じて国の負担率が変化する制度です。

しかも、従来は算定基準が後期高齢者の割合だけでしたが、今期から制度変更があり、後期高齢者の割合に加え、85 歳以上の人の割合も新たに指標に加わりました。

日野市においても、高齢化は進んでいますが、国の高齢化の進展と比較すれば、緩やかであるため、当面の間は調整交付金の比率が標準の 5%を下回ることが予想されるため、保険料の上昇が見込まれます。



2. 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

第7期事業計画期間中の利用実績や給付費の推移をもとに、基盤整備計画も踏まえサービス種別ごとの利用量と給付費の推計を行いました。

なお、今回の推計は、令和22年度（2040年度）を見据えています。

（1）被保険者数の推計

(人)

	第7期計画期間(実績値)			第8期計画期間(計画値)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1号被保険者	45,686	46,058	46,452	46,944	47,284	47,581	48,511	62,756
65～74歳	22,023	21,425	21,347	21,355	20,313	19,354	18,200	29,677
75～84歳	17,012	17,602	17,599	17,490	18,304	19,084	20,183	18,132
85歳以上	6,651	7,031	7,506	8,099	8,667	9,143	10,128	14,947
第2号被保険者数	62,877	63,535	64,222	65,043	66,025	66,992	68,367	60,523
合計	108,563	109,593	110,674	111,987	113,309	114,573	116,878	123,279

※第7期計画期間(実績値)は各年度の10月1日現在の住民基本台帳における人数。

（2）要介護（要支援）認定者数の推計

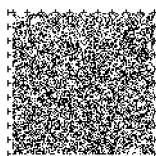
(人)

	第7期計画期間(実績値)			第8期計画期間(計画値)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1号被保険者	8,681	9,004	9,270	9,707	10,219	10,684	11,505	15,130
65～74歳	982	968	971	984	935	885	814	1,286
75～84歳	3,489	3,575	3,554	3,605	3,789	3,968	4,178	3,619
85歳以上	4,210	4,461	4,745	5,118	5,495	5,831	6,513	10,225
第2号被保険者数	196	181	183	183	185	192	195	173
合計	8,877	9,185	9,453	9,890	10,404	10,876	11,700	15,303

(人)

	第7期計画期間(実績値)			第8期計画期間(計画値)			令和7年度	令和22年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
総数	8,877	9,185	9,453	9,890	10,404	10,876	11,700	15,303
要支援1	1,763	1,779	1,920	2,002	2,097	2,180	2,319	2,722
要支援2	1,342	1,428	1,421	1,483	1,554	1,615	1,723	2,111
要介護1	1,507	1,605	1,623	1,694	1,779	1,862	2,001	2,581
要介護2	1,501	1,476	1,504	1,574	1,661	1,741	1,881	2,570
要介護3	1,090	1,128	1,173	1,230	1,297	1,360	1,475	2,055
要介護4	887	987	999	1,056	1,119	1,178	1,287	1,864
要介護5	787	782	813	851	897	940	1,014	1,400
うち第1号被保険者数	8,681	9,004	9,270	9,707	10,219	10,684	11,505	15,130
要支援1	1,745	1,766	1,911	1,993	2,088	2,171	2,310	2,714
要支援2	1,320	1,401	1,401	1,463	1,534	1,595	1,701	2,092
要介護1	1,470	1,580	1,592	1,663	1,748	1,829	1,968	2,551
要介護2	1,463	1,440	1,472	1,542	1,628	1,708	1,847	2,540
要介護3	1,060	1,101	1,140	1,197	1,264	1,325	1,440	2,024
要介護4	867	961	973	1,030	1,093	1,150	1,259	1,839
要介護5	756	755	781	819	864	906	980	1,370

※第7期計画期間(実績値)は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（9月末）の人数



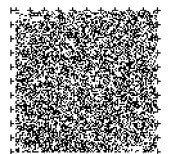
(3) 介護サービスの見込み量と給付費の推計

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)居宅サービス							
訪問介護	給付費(千円)	988,909	1,066,692	1,133,697	1,151,726	1,590,790	
	回数(回)	26,784.8	28,907.4	30,750.0	31,154.6	43,094.7	
	人数(人)	1,481	1,583	1,673	1,733	2,360	
訪問入浴介護	給付費(千円)	75,699	83,888	90,458	87,124	121,721	
	回数(回)	482.0	533.9	575.7	554.2	774.7	
	人数(人)	94	104	112	108	151	
訪問看護	給付費(千円)	470,267	507,894	540,471	547,887	757,296	
	回数(回)	8,401.1	9,060.9	9,639.7	9,787.3	13,524.7	
	人数(人)	890	958	1,018	1,038	1,430	
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	37,712	41,026	43,518	43,708	60,428	
	回数(回)	1,060.8	1,153.8	1,223.5	1,229.2	1,699.7	
	人数(人)	93	101	107	108	149	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	260,269	280,753	298,911	302,591	417,864	
	人数(人)	1,589	1,712	1,822	1,847	2,548	
通所介護	給付費(千円)	1,231,274	1,320,284	1,397,902	1,439,165	1,970,304	
	回数(回)	14,092.8	15,053.4	15,900.4	16,501.9	22,471.7	
	人数(人)	1,459	1,555	1,640	1,711	2,318	
通所リハビリテーション	給付費(千円)	607,622	658,789	702,463	704,954	983,519	
	回数(回)	5,159.8	5,568.6	5,919.7	5,999.3	8,326.4	
	人数(人)	638	687	729	743	1,028	
短期入所生活介護	給付費(千円)	248,668	269,967	289,284	287,622	401,851	
	日数(日)	2,226.3	2,412.2	2,583.5	2,577.8	3,597.8	
	人数(人)	184	199	213	214	298	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	82,499	91,016	97,015	95,991	135,018	
	日数(日)	543.5	598.1	637.7	632.4	888.3	
	人数(人)	81	89	95	94	132	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	481,614	519,072	552,746	559,796	774,813	
	人数(人)	2,443	2,617	2,775	2,851	3,910	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	21,684	23,418	24,628	24,945	34,394	
	人数(人)	53	57	60	61	84	
住宅改修費	給付費(千円)	27,871	30,047	31,628	31,989	44,313	
	人数(人)	29	31	33	33	46	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,300,076	1,371,238	1,440,271	1,557,610	2,145,516	
	人数(人)	534	563	591	639	876	
(2)地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	56,441	62,508	66,315	64,004	90,680	
	人数(人)	28	30	32	31	44	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	436,714	467,870	498,085	512,033	702,619	
	回数(回)	4,942.3	5,271.3	5,592.0	5,809.6	7,912.8	
	人数(人)	593	631	668	698	946	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	48,225	51,724	53,284	53,466	74,914	
	回数(回)	336.7	361.0	370.4	373.9	522.0	
	人数(人)	41	44	45	46	64	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	338,164	361,479	386,345	388,911	540,520	
	人数(人)	130	138	147	150	206	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	356,102	400,494	431,411	462,048	582,703	
	人数(人)	104	117	126	135	170	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	71,536	71,767	71,767	70,726	71,230	
	人数(人)	28	28	28	28	28	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	94,115	105,609	109,447	111,718	150,026	
	人数(人)	25	28	29	30	40	
(3)施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,687,152	2,688,643	2,688,643	3,376,712	4,720,329	
	人数(人)	760	760	760	953	1,330	
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,939,015	1,940,091	1,940,091	2,452,257	3,437,989	
	人数(人)	467	467	467	590	826	
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	494,515	690,569	
	人数(人)	0	0	0	88	123	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	345,931	346,122	346,122			
	人数(人)	69	69	69			
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	678,089	726,011	768,135	792,310	1,081,765	
	人数(人)	3,548	3,790	4,005	4,149	5,649	
合計	給付費(千円)	12,885,648	13,486,402	14,002,637	15,613,808	21,581,171	

給付費：年間累計額

回数、日数：1月当たりの数

人数：1月当たりの利用者数



(4) 介護予防サービスの見込み量と給付費の推計

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	57,776	60,300	62,903	66,899	81,196
	回数(回)	1,224.3	1,277.3	1,332.0	1,416.5	1,718.1
	人数(人)	160	167	174	185	224
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,757	5,760	6,144	6,528	8,065
	回数(回)	159.0	159.0	169.6	180.2	222.6
	人数(人)	15	15	16	17	21
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	18,432	19,325	20,084	21,219	25,629
	人数(人)	146	153	159	168	203
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	86,011	90,268	93,962	100,043	120,808
	人数(人)	210	220	229	244	293
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	281	562	562	562	562
	日数(日)	3.2	6.4	6.4	6.4	6.4
	人数(人)	1	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,405	2,812	2,812	2,812	2,812
	日数(日)	10.8	21.6	21.6	21.6	21.6
	人数(人)	1	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	72,681	76,080	79,098	84,322	101,927
	人数(人)	794	831	864	921	1,110
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	5,491	5,864	6,224	6,224	7,690
	人数(人)	15	16	17	17	21
介護予防住宅改修	給付費(千円)	19,542	19,542	20,741	21,580	25,656
	人数(人)	19	19	20	21	25
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	65,260	69,059	71,622	76,066	91,114
	人数(人)	73	77	80	85	101
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	8,916	8,921	8,921	10,605	11,698
	人数(人)	10	10	10	12	13
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援						
	給付費(千円)	60,391	63,285	65,728	70,079	84,450
	人数(人)	1,014	1,062	1,103	1,176	1,417
合計		401,943	421,778	438,801	466,939	561,607

給付費：年間累計額

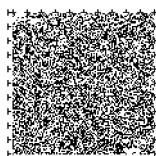
回数、日数：1月当たりの数

人数：1月当たりの利用者数

(5) 介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
合計	13,287,591	13,908,180	14,441,438	16,080,747	22,142,778
在宅サービス	6,522,519	7,020,766	7,451,511	7,590,813	10,403,328
居住系サービス	1,792,974	1,912,558	2,015,071	2,166,450	2,890,563
施設サービス	4,972,098	4,974,856	4,974,856	6,323,484	8,848,887



3. 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の標準給付費見込額

標準給付費見込額の算出にあたっては、総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費給付額、算定対象審査支払手数料を合算した金額が、標準給付費見込額になります。

表 15 令和3～5年度の標準給付費見込額

(円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	13,943,879,096	14,563,288,144	15,126,280,572	43,633,447,812
総給付費	13,287,591,000	13,908,180,000	14,441,438,000	41,637,209,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	242,955,342	228,348,727	238,722,295	710,026,364
特定入所者介護サービス費等給付額	294,736,797	310,054,766	324,121,073	928,912,636
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	51,781,455	81,706,039	85,398,778	218,886,272
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	354,712,656	365,092,700	381,655,921	1,101,461,277
高額介護サービス費等給付額	370,026,705	389,257,618	406,917,133	1,166,201,456
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	15,314,049	24,164,918	25,261,212	64,740,179
高額医療合算介護サービス費等給付額	44,490,938	46,803,207	48,926,536	140,220,681
算定対象審査支払手数料	14,129,160	14,863,510	15,537,820	44,530,490

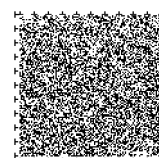
4. 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費と、包括的支援事業・任意事業費から構成されます。

表 16 令和3～5年度の地域支援事業費見込額

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	580,553	608,923	697,711	756,615	996,209
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	276,316	279,016	279,152	288,239	369,335
包括的支援事業(社会保障充実分)	31,272	31,946	32,160	33,320	41,300
地域支援事業費	888,141	919,885	1,009,023	1,078,174	1,406,844



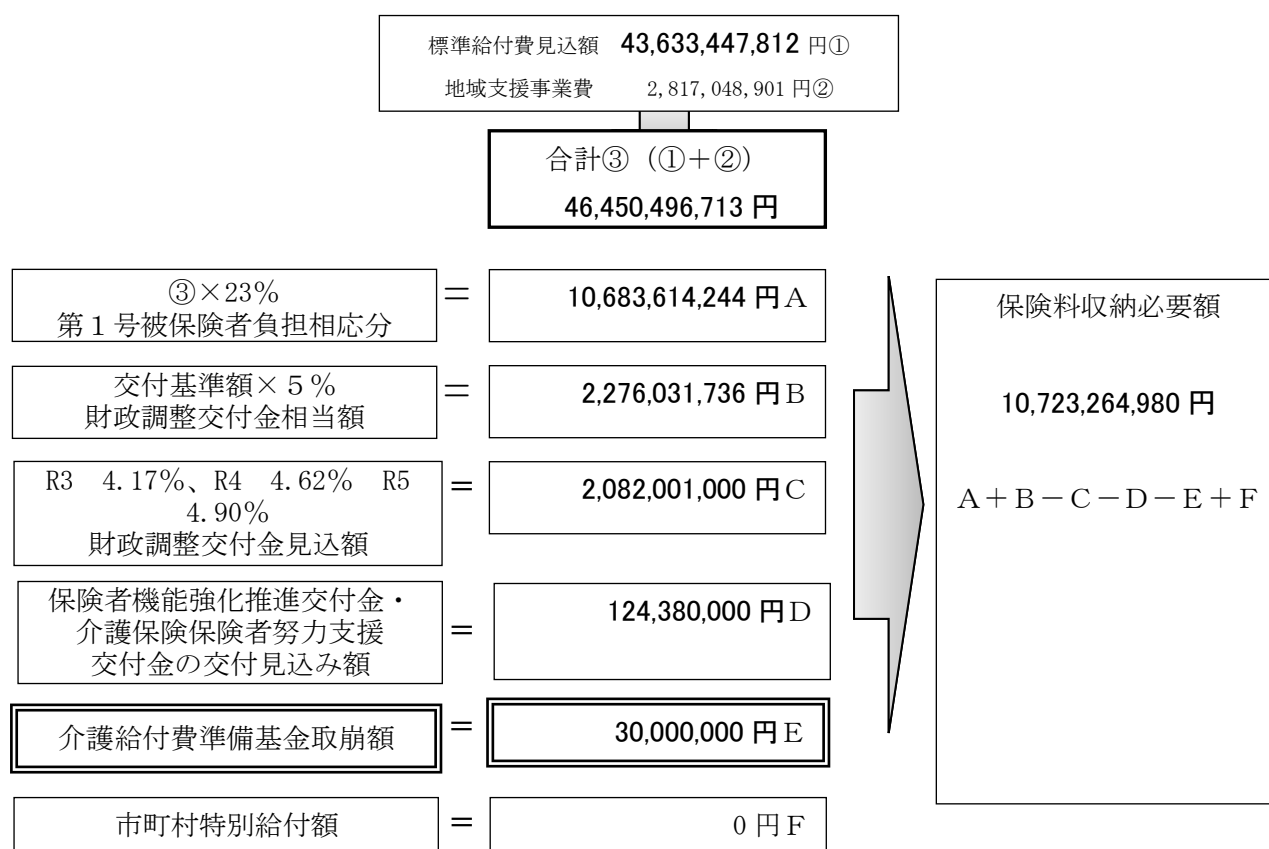
5. 介護保険料の算出

標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに、令和3年度（2021年度）からの介護保険料額を算出します。

（1）介護保険料収納必要額の算定

令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）までの3年間における第1号被保険者が担う保険料収納必要額を算出します。

図 36 保険料収納必要額の算出プロセス



※財政調整交付金とは

国が市町村ごとの介護保険財政の均衡を図るため、決められた指標（75歳以上の高齢者割合、85歳以上高齢者割合等の係数と所得段階別被保険者割合）に基づき交付されます。

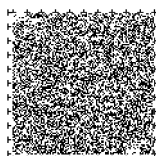
※介護給付費準備基金について

市区町村の条例により設置され、各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。

計画策定の段階で積立金の残高がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げるができます。

※保険者機能強化推進交付金等とは

高齢者の自立支援、重度化防止策等に係る交付金で保険者機能強化推進交付金（平成30年度～）と介護保険保険者努力支援交付金（令和2年度～）があります。これらの交付金は保険料負担分に充当することができるため、交付金見込額を含めて算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げるができます。



(2) 所得段階設定と推計人口

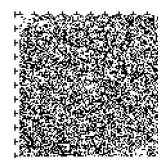
所得区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額に 対する割合)	第1号被保険者数					
			構成比	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	合計	補正第1号被 保険者数
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公 的年金等収入額(※1)+(合計所得金額 (※2)－年金収入に係る所得(※3))の額 が80万円以下	0.3 (0.50)	15.5%	7,256 人	7,306 人	7,355 人	21,917 人	10,958 人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公 的年金等収入額+(合計所得金額－年 金収入に係る所得)の額が80万円超120 万円以下	0.5 (0.75)	6.8%	3,204 人	3,228 人	3,249 人	9,681 人	7,261 人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公 的年金等収入額+(合計所得金額－年 金収入に係る所得)の額が120万円超	0.7 (0.75)	6.4%	2,981 人	3,003 人	3,021 人	9,005 人	6,754 人
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 で、本人の公的年金等収入額+(合計所 得金額－年金収入に係る所得)の額が 80万円以下	0.85	13.3%	6,223 人	6,268 人	6,307 人	18,798 人	15,978 人
第5段階	世帯に住民税課税の方がいて、本人非 課税で、本人の公的年金等収入額+(合 計所得金額－年金収入に係る所得)の 額が80万円超	1.00	12.2%	5,734 人	5,775 人	5,811 人	17,320 人	17,320 人
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	12.6%	5,934 人	5,977 人	6,015 人	17,926 人	19,719 人
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未 満	1.25	13.3%	6,251 人	6,296 人	6,335 人	18,882 人	23,602 人
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未 満	1.50	14.5%	6,806 人	6,856 人	6,899 人	20,561 人	30,841 人
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未 満	1.65	2.7%	1,254 人	1,264 人	1,271 人	3,789 人	6,252 人
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未 満	1.80	0.9%	430 人	433 人	435 人	1,298 人	2,336 人
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円 未満	2.00	0.5%	222 人	224 人	225 人	671 人	1,342 人
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万 円未満	2.25	0.3%	137 人	138 人	139 人	414 人	932 人
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万 円未満	2.50	0.2%	101 人	102 人	103 人	306 人	765 人
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	0.9%	411 人	414 人	416 人	1,241 人	3,413 人
合計			100%	46,944 人	47,284 人	47,581 人	141,809 人	147,473 人

() 内は、低所得者軽減保険料の適用前の割合(保険料推計では軽減前の割合で算定しますが、実際は軽減後の割合で賦課されます。)

※1 公的年金等収入額…所得税法第 35 条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額・・・収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。)本表内では、本人が市民税課税で当該合計所得金額に給与所得又は年金収入に係る所得を含む場合は、当該合計所得金額から10万円を控除した額を用います。また、本人が市民税非課税で給与所得を含む場合は10万円を控除(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除)した額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。



（３）介護保険料基準額の算定

（１）から（２）までの推計値及び所得段階の設定をもとに、令和３年度（２０２１年度）～５年度（２０２３年度）の３年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

図 37 介護保険基準額の算定プロセス

保険料賦課総額＝10,821,742,839 円

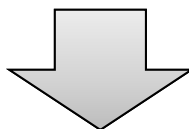
（保険料収納必要額 10,723,264,980 円÷予定保険料収納率 99.09%（令和３年度～令和５年度までの平均予定収納率））

÷

補正第１号被保険者数（３年間 147,473 人）

※補正第１号被保険者数とは、第１号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。

例えば、第１４段階の割合は 2.75 なので被保険者数も 2.75 と換算します。



年額 73,380 円＝（保険料賦課総額 10,821,742,839 円÷補正第１号被保険者数 147,473 人）

月額 6,115 円＝（年額 73,380 円÷12 月）

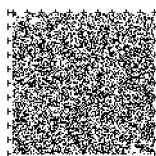


表 17 第8期介護保険事業計画の保険料見込額（令和3年4月1日～令和6年3月31日まで）

第8期				(参考)第7期			
所得段階 区分	合計所得金額等	保険料率	保険料 年額 (月額)	所得段階 区分	合計所得金額等	保険料率	保険料 年額 (月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等 収入額(※1)+(合計所得金額(※2)-年金収入に 係る所得(※3))の額が80万円以下	0.30	22,014円 (1,835円)	第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等 収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得) の額が80万円以下	0.30	19,728円 (1,644円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等 収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得) の額が80万円超120万円以下	0.50	36,690円 (3,058円)	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等 収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得) の額が80万円超120万円以下	0.50	32,880円 (2,740円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等 収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得) の額が120万円超	0.70	51,366円 (4,281円)	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等 収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得) の額が120万円超	0.70	46,032円 (3,836円)
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税で、本人の公 的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入に 係る所得)の額が80万円以下	0.85	62,373円 (5,198円)	第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税で、本人の 公的年金等収入額+(合計所得金額-年金収入 に係る所得)の額が80万円以下	0.85	55,896円 (4,658円)
第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税の方がいて、本人非課税で、本 人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年金 収入に係る所得)の額が80万円超	1.00	73,380円 (6,115円)	第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税の方がいて、本人非課税で、 本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-年 金収入に係る所得)の額が80万円超	1.00	65,760円 (5,480円)
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	80,718円 (6,727円)	第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.10	72,336円 (6,028円)
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	91,725円 (7,644円)	第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	82,200円 (6,850円)
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	110,070円 (9,173円)	第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	98,640円 (8,220円)
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	121,077円 (10,090円)	第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	108,504円 (9,042円)
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	132,084円 (11,007円)	第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	118,368円 (9,864円)
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	146,760円 (12,230円)	第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	131,520円 (10,960円)
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	165,105円 (13,759円)	第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.25	147,960円 (12,330円)
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	183,450円 (15,288円)	第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.50	164,400円 (13,700円)
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	201,795円 (16,816円)	第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.75	180,840円 (15,070円)

※1 公的年金等収入額…所得税法第 35 条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。(遺族年金・障害年金は対象になりません。)

※2 合計所得金額・・・収入から必要経費に相当する金額を控除した額です。(扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額です。)本表内(第8期)では、本人が市民税課税で当該合計所得金額に給与所得又は年金収入に係る所得を含む場合は、当該合計所得金額から10万円を控除した額を用います。また、本人が市民税非課税で給与所得を含む場合は10万円を控除(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円を控除)した額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

※3 年金収入に係る所得…その年中の公的年金等の収入金額から、公的年金等の控除額を控除した残額です。

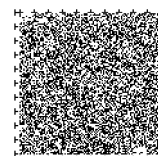
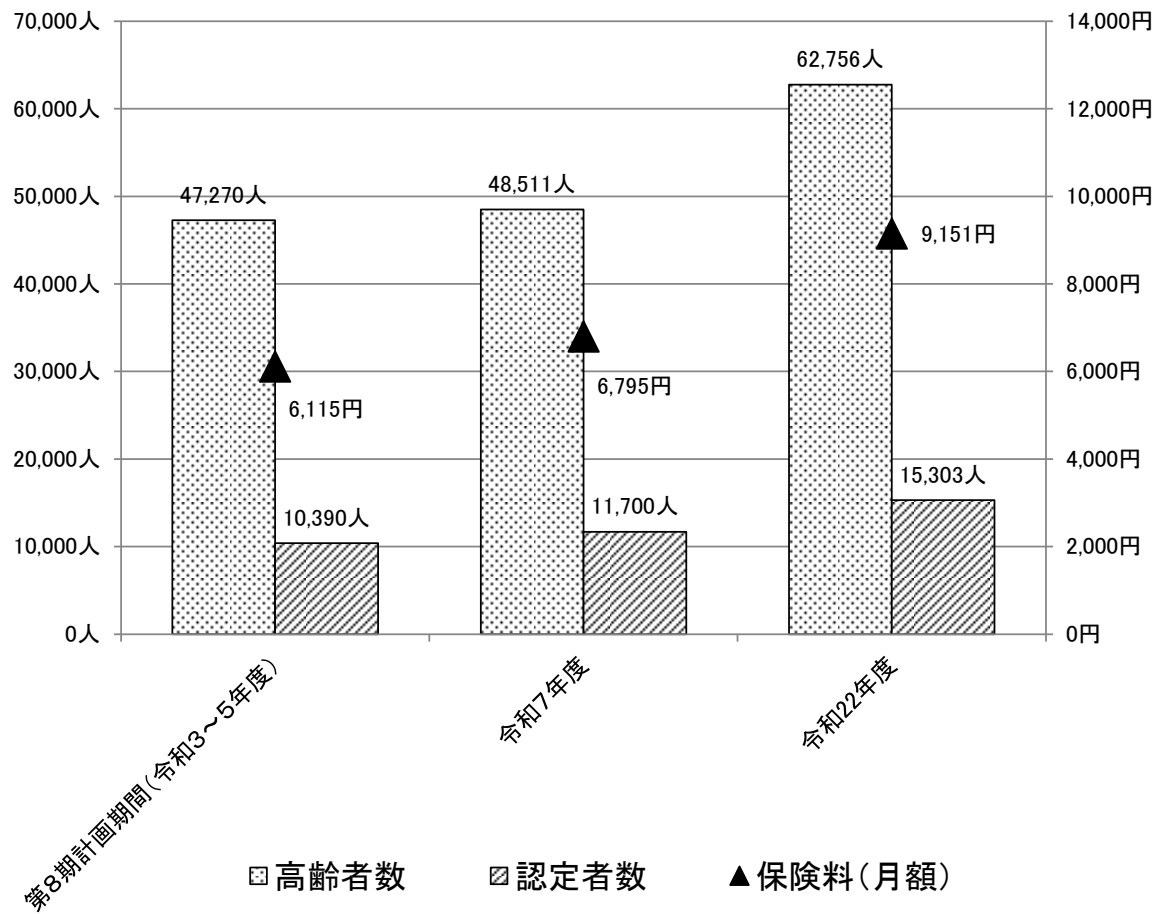
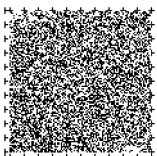


図 38 第8期介護保険事業計画とその後の保険料見込額



※第8期計画期間の高齢者数及び認定者数は3年間の平均値



6. 保険者機能の強化について

日野市では、保険者機能の強化を行うため、以下の3点において方針を示します。

1. 適正な給付の実施

日野市の給付状況をみると、在宅の比率等は都の平均に近くなっていますが、要介護5では都平均と比較して在宅での比率が高くなっています。

そのため、引き続き見える化システム等を活用しながら適切な給付分析を行うことで、適正な在宅と居住系、施設系サービスをバランスに配慮しながら、適正な給付を実施します。

2. 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標

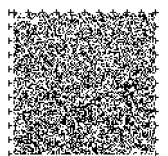
地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止の取組み及び目標設定について、本計画では以下のように定めます。

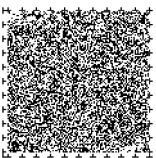
取組み	趣旨	当該施策
地域包括ケアシステム・介護保険の普及啓発	地域包括ケアシステム、介護保険制度、認知症等に関する制度の普及と理解を進めます	1101、1303、2601、4101、4102、4201、4303
地域における介護予防活動の推進	各種介護予防活動について推進します。	2201、2202、2203
地域ケア会議・生活支援体制整備協議体の開催	地域ケア会議や生活支援体制整備の充実を図ります	1102、1301

3. 介護給付の適正化

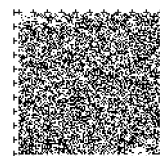
介護給付等に要する費用の適正化に関し、市が取り組むべき施策に関する事項を以下のように定めます。

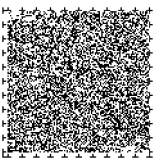
- ① 要介護認定の適正化・・・施策番号 2501
- ② ケアプランの点検・・・施策番号 2502
- ③ 住宅改修・福祉用具の点検・・・施策番号 2503
- ④ 縦覧点検や医療情報との整合・・・施策番号 2504
- ⑤ 介護給付費通知・・・施策番号 2505





第6章 計画の推進のために





第6章 計画の推進のために

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護分野のほか、社会参加や生きがいづくり、まちづくり、住宅、防災等、様々な分野にわたる事業の展開について定めています。

これらの事業を推進し、「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」を実現するには、日野市のみならず市民、事業者、関係機関・団体等が力をあわせて取り組む必要があります。

1. 「諸力融合」を実現するため

「諸力融合」とは、市民、企業、学生、団体など未来への責任を共有する全ての人々が、互いの立場を尊重しながらそれぞれの持つ力をつなげ、一つの大きな力となって困難を乗り越えることで、可能性に満ちた未来を切り拓いていくことを示しています。

（1）市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、だれもが安心して暮らすことができるような地域共生社会の実現を目指します。

平成 29 年（2017 年）1 月に制定された「日野市高齢者憲章」の考え方に基づき、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍していくとともに、支援の必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支えていくことを目指しています。

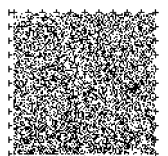
そのため、高齢者自身が健康の保持・増進に努めるとともに、一人ひとりが介護予防の必要性を理解し、多様な活動に組み込みながら、趣味や学習、社会参加等の活動だけでなく、豊富な経験や技能等を社会に還元し、ボランティア活動に積極的に参加することも求められています。

（2）自治会

日野市においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。

高齢者が地域においていきいきと暮らし続けられるようにするためには、地域住民による支え合いが重要となっており、その中でも自治会による支えは大きなものであり、また自治会活動の担い手としての高齢者の役割も大きくなっています。

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災を契機に、市民の防災に対する関心は高まっており、日野市では、避難行動要支援者支援のため、自治会への名簿提供も進んできているなど、高齢者と自治会との関係は非常に密接になっております。



（３）団体

平成 29 年（2017 年）1 月に従来の日野市老人憲章を見直して制定された「日野市高齢者憲章」によれば、「高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます」「高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます」などと位置づけられています。

この「高齢者憲章」にうたわれた姿を実現するためには、一人ひとりが個々に活動する方法もありますが、高齢者の活動を支える団体等の活動を活用して自己実現を図ることや高齢者の知恵や経験を団体の活性化につなげるような仕組みづくりが重要です。

そのためには、老人クラブやシルバー人材センターなど的高齢者関係団体は、新たに高齢者となる方とともに活動するような取組みを強化することが望まれています。

医師会をはじめとする医療関係団体や介護関係団体については、行政も交えながら市民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携のしくみをより充実させることが期待されます。

一方、社会福祉協議会などの地域における福祉関係者や関係機関が連携し、地域の支援の輪を拡大することが求められます。

また、地域で多様な活動を展開しているボランティア団体やNPO法人は、それぞれの活動団体などが有している特性や地域資源を生かし、積極的に地域と関わり互いに連携することが期待されます。

（４）サービス提供事業者等

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、事業者等が地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、計画的に介護人材の確保・育成を図ることで、サービスの質の向上と信頼をさらに高めることが必要です。

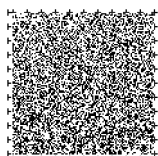
一方、市内のすべての事業者に期待されることは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、65 歳までの定年の引き上げや継続雇用に取組み、高齢者に働く場を確保することが求められています。また、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

（５）市

日野市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ長期的な視点から、高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進することです。

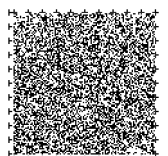
その実現のためには、日野市は、不断の努力をもって以下に取り組むことが求められています。

幅広く情報を収集し、市民ニーズ、サービス供給市場の現状及び社会情勢を的確に把握します。



把握した市民ニーズ、長期的な視点、公平性の観点、補完性の原則及び財政上の制約を踏まえ、市民ニーズに応えるための施策を検討します。

日野市が直接施策を実施するより、地域社会や団体、サービス提供事業者等で取り組むことがより効果的であるものについては、主体的に取り組むことが容易となるような条件整備に努めます。



2. 計画の進行管理

（１）推進体制

- ・各計画に定めた目標（制度の新設改廃、検討事項、計画値）が、計画期間中に着実に達成されるよう、次のとおり推進体制を定めます。

① 推進主体

- ・本計画については、日野市健康福祉部高齢福祉課が、各所属及び関係団体と連携し、推進します。

② 推進方法

- ・毎年度、重点事業等に関する次年度における取組み内容について、「年度実行計画」を予算編成と併せて定めます。
- ・当該年度に、年度実行計画の進捗について高齢福祉課内で確認します。
- ・年度実績確定後、本計画における達成状況を確認し、報告書を作成します。
- ・今後計画の目標値と実績値が乖離した場合には、その原因の検討を行うなど、事業の進捗管理を適正に実施します。
- ・上記の取組み過程において、進捗状況や社会情勢の変化等による本計画への変更事項が必要になった場合、随時年度実行計画へ反映するものとします。

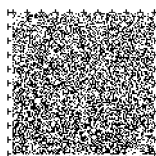
（２）計画の進行管理体制

① 評価期間

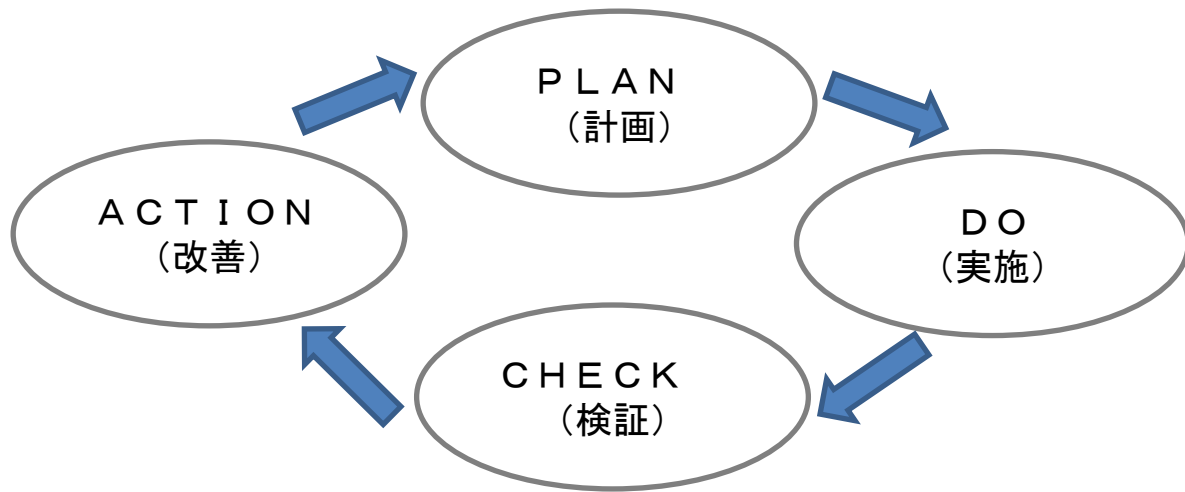
- ・本計画の進捗状況については、日野市介護保険運営協議会において、年度ごとに検証と評価を行います。
- ・これにより、本計画の内容について策定段階から検討してきた組織において、十分に検証されることが期待できます。また、第三者による客観的な進行管理を行うことができます。

② 評価方法

- ・年度当初に、計画期間中に本計画の目標が達成可能かという視点から、前年度の実績をもとに高齢福祉課の定める年度実行計画が妥当であるか、介護保険運営協議会が評価します。見える化システムを活用することで、各種指標を把握し、周辺市と適宜比較しながら分析します。
- ・評価にあたっては、PDCAの考え方に基づき、「介護保険見える化システム」を適宜活用することで、介護サービスの分析等も行います。

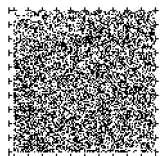
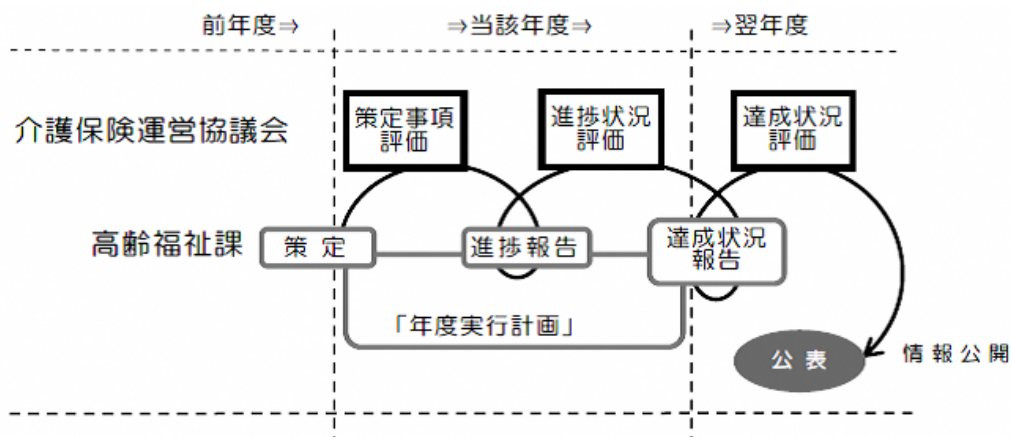


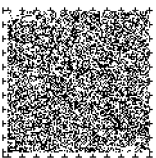
【PDCA の考え方】



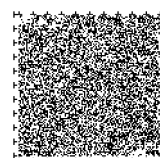
(3) 情報公開

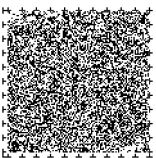
- ・ 進行管理を行う日野市介護保険運営協議会は、市民の方に傍聴いただくことができます。
- ・ 本計画の進行管理の結果については、市の広報やホームページ等を通じ、公表します。





資料編





資料編

1. 日野市介護保険運営協議会

(1) 日野市介護保険運営協議会設置要綱

○日野市介護保険運営協議会設置要綱

平成 18 年 5 月 22 日

制定

改正 平成 23 年 6 月 16 日 平成 24 年 11 月 21 日

平成 28 年 3 月 31 日 平成 30 年 3 月 27 日

(設置)

第 1 条 日野市の介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図るため、日野市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 日野市介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- (2) 日野市の介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- (3) その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会の構成委員は、次に掲げる委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市民委員（介護保険の被保険者）
- (2) 社会福祉関係の学識経験者
- (3) 保健・医療機関が推薦する者
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者
- (5) 地域における福祉関係団体の代表者
- (6) 行政職員

2 市民委員は、3 人を一般公募により選出する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日から当該就任の日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

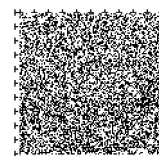
第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、運営協議会の議長となる。



- 3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が運営協議会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

付 則（平成23年6月16日）

この要綱は、平成23年6月16日から施行し、この要綱による改正後の日野市介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成23年6月1日から適用する。

付 則（平成24年11月21日）

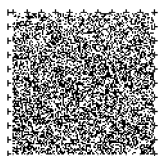
この要綱は、平成24年11月21日から施行し、この要綱による改正後の日野市介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成24年10月1日から適用する。

付 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月27日）

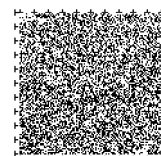
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



(2) 日野市介護保険運営協議会委員名簿

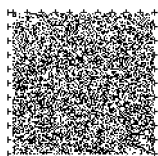
令和2年8月21日現在

NO	選出区分	氏 名	団 体・役 職 名
1	市民委員	宮内 寿彦	市民委員
2		村尾 イミ子	市民委員
3		成舞 春雄	市民委員
4	学識経験者	天田 城介	中央大学文学部教授
5		日高 絢子	弁護士
6	保健・医療関係機関 の代表者	野田 清大	日野市医師会代表・理事
7		望月 諭	日野市医師会代表・理事
8		染谷 匡	日野市歯科医会代表・ 東京都八南歯科医師会日野支部
9		伊藤 威	日野市薬剤師会代表・ 一般社団法人南多摩薬剤師会 理事
10		村井 やす子	南多摩保健所 保健対策課
11		野田 恵子	日野市訪問看護ステーション協議会代表
12	介護保険サービス提供 事業者の代表者	古谷 晋	日野市介護保険関連施設連絡協議会代表・会長
13		石岡 基	日野市在宅介護事業者協議会代表
14		横川 しのぶ	ひのケアマネ協議会代表
15	地域における福祉関係 団体の代表者	大久保 江理	日野市社会福祉協議会 地域支援係
16		鈴木 織子	地域包括支援センター代表（もぐさ・所長）
17	行政職員	山下 義之	日野市健康福祉部長



(3) 検討経過**令和2年度 高齢者福祉総合計画策定 検討経過**

	日時・場所	審議事項
第1回	令和2年 5月29日(金) ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為 開催中止	1. 第3期日野市高齢者福祉総合計画進行管理表について 2. 第3期日野市高齢者福祉総合計画の各事業の令和元年度実績 (重点事業除く)について 3. 第3期日野市高齢者福祉総合計画進行管理表 (令和2年度実施計画)について 4. 第4期日野市高齢者福祉総合計画基礎調査報告書(最終案)について
第2回	令和2年 7月21日(火) 505会議室	1. 第3期日野市高齢者福祉総合計画の進行管理 (令和元年実績・令和2年計画)について 2. 第4期日野市高齢者福祉総合計画のための基礎調査の結果について 3. 第4期日野市高齢者総合計画について
第3回	令和2年 8月21日(金) 505会議室	1. 第4期高齢者福祉総合計画の策定について ・計画骨子(案)第1章～第3章について
第4回	令和2年 10月16日(金) 505会議室	1. 第4期高齢者福祉総合計画の策定について ・計画骨子(案)第4章～第6章について
第5回	令和2年 12月11日(金) 505会議室	1. 第4期高齢者福祉総合計画策定について ・第4期日野市高齢者福祉総合計画(素案)について ・第8期介護保険事業計画(令和3年～令和5年)期間における 介護保険料等について
第6回	令和3年 1月29日(金) リモート開催	1. 第4期高齢者福祉総合計画策定について ・パブリックコメントのご意見の計画への反映について
第7回	令和3年 2月22日(月) リモート開催	1. 第4期高齢者福祉総合計画策定について ・第4期高齢者福祉総合計画について(総括)



2. 「第4期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査」の概要

調査の目的

高齢者を対象とした介護、介護予防、医療、生活の支援、住宅の5分野にわたる市の施策を定める総合的な計画である「第4期日野市高齢者福祉総合計画」の策定にあたり、在宅高齢者等及び家族の支援ニーズや生活実態、生活意識等、関連事業者などの活動や各種サービスの対応状況、地域課題等を把握するための基礎資料として高齢者福祉全般の調査を実施したものです。

調査の内容

本調査では、高齢者実態調査として第8期介護保険事業計画に向けて厚生労働省の示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」に独自項目を加えた高齢者を対象とする3調査、事業所等を対象とする5調査を実施しました。

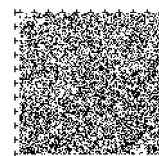
【調査の方法と期間】

基準日	令和元年11月1日
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和元年11月30日～12月27日

【調査対象者数と有効回収数】

(1) 高齢者実態調査

区 分	1 自立高齢者アンケート	2 要支援高齢者アンケート	3 要介護高齢者アンケート
対象者	要介護認定を受けていない方で、4つの日常生活圏域別に、後期高齢者と前期高齢者をそれぞれ75人抽出した。	4つの日常生活圏域別に、要支援1、要支援2でそれぞれ60人ずつ無作為抽出した。	4つの日常生活圏域別に、要介護1から要介護5までそれぞれ60人ずつ無作為抽出した。
配布数	600人	480人	1,200人
有効回収数	413人	308人	534人
有効回収率	68.8%	64.2%	44.5%



(2) 居宅介護支援事業所等調査

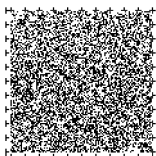
区 分	4 居宅介護支援事業所及び地域 包括支援センター調査
対象	(全数調査) 市内の居宅介護支援事業所及 び地域包括支援センターを全 数調査した。
配布数	48事業所
有効回収数	34事業所
有効回収率	70.8%

(3) サービス提供主体調査

区 分	5 介護保険サービス提供事業者	6 医療機関
対象	(全数調査) 市内において介護保険サービ スの提供を行う事業者を全数 調査した。	(抽出調査) 市内の医療機関の中から地域 間バランスを考慮し、内科、 整形外科、及び精神科を抽出 した。
配布数	191事業所	50事業所
有効回収数	98事業所	31事業所
有効回収率	51.3%	62.0%

(4) 住宅市場調査

区 分	7 不動産事業者	8 有料老人ホーム等
対象	(抽出調査) タウンページに掲載された市 内の事業所のうち、賃貸契約 をしているであろう 52 の事 業者を抽出した。	(全数調査) 市内における有料老人ホー ム、サービス付き高齢者向け 住宅、ケアハウスの事業者を 全数調査した。
配布数	52事業所	15事業所
有効回収数	23事業所	7事業所
有効回収率	44.2%	46.7%



3. パブリックコメントの概要

募集期間

令和2年12月18日から令和3年1月18日まで

素案の周知方法

- ・ 閲覧…閲覧用の素案冊子を、日野市役所本庁舎2階高齢福祉課、七生支所、豊田駅連絡所、市政図書室及び市内の各図書館に設置しました。
- ・ 市ホームページへの掲載
令和2年12月18日から令和3年1月18日まで、素案全文を掲載しました。
- ・ 市広報への情報掲載
令和2年12月1日号の市広報に掲載し、素案作成と意見募集について周知しました。

説明会の開催

- ・ 市民の皆様を対象に説明会を計2回開催し、延べ19名の方にご参加いただきました。

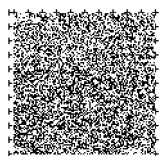
開催日	時間	開催場所	参加者数
令和2年12月19日	14:00~16:00	日野市福祉支援センター	8名
令和2年12月21日	18:30~20:30	市役所505会議室	11名
合 計			19名

意見応募方法

- ・ 説明会の席上、郵送、電子メール、FAX、持参にて受け付けました。

意見の表明者数と意見総数

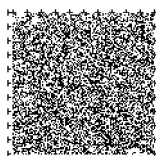
- ・ 11人、74件



4. 保険者機能の強化 令和3年度取り組み

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

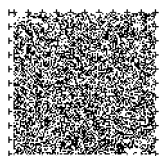
指標	趣旨・考え方	計画における事業番号
地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているその上で、HP による周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている	見える化システムを活用して当該保険者の実態を整理分析して評価したもの	見える化システムを活用して分析を行っており、その資料を HP 等にて公表している 第2章 高齢者をとりまく環境にて掲載
8期計画作成に向けた各種調査を実施しているか ア 介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施している イ 在宅介護実態調査を実施している ウ ア、イ以外の介護保険法第 117 条第 5 項に規定する被保険者の心身の状況、置かれている環境その他の事情等を把握するための調査を実施している	高齢者の実態を把握するため、国の指定する調査により実態を把握しているかを評価したもの	調査を実施し、集計結果等は、第2章 高齢者をとりまく環境にて掲載
管内の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、都道府県から提供を受けた情報等を活用して市町村介護保険事業計画の策定等に必要分析を実施しているか	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の実態を把握しているかどうかを評価したもの	事前相談時等において、事前相談計画書に係る回答書を市として検討し、意見書を提出している



Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

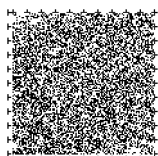
(1) 介護支援専門員介護サービス事業所

指標	趣旨考え方	計画における事業番号
保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している	地域密着型サービスに関する保険者独自の取組みを評価する	建設予定の地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護を公募により事業者選定を行った
保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている	高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的として、ケアマネジメントが行われるよう、介護支援専門員に対して、保険者の基本方針を伝えていることを評価したもの	2502
管内の介護事業所に対し、事故報告に関する支援を行っているか イ 定期的に管内の介護事業所に対し、事故報告に関する好事例の紹介や事故の分析等の周知等を行うなど事故報告に関するフィードバックを行っているか	介護事業所の事故報告に関する支援に関する取組みを評価する	市内事業者の情報発信サイトに、基準を掲載している
危機管理部局及び関係機関と連携し、管内の介護事業所と定期的に災害に関する必要な訓練を行っているか	災害時の訓練を関係機関と連携して行っているかを評価する	介護事業所と連携して、無線を活用した訓練を行っている



(2) 地域包括支援センター地域ケア会議

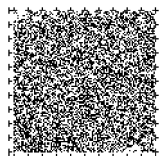
指標	趣旨考え方	計画における事業番号
地域包括支援センターの体制充実（※）による適切な包括的支援事業を実施しているか ※ 地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の第1号被保険者数/センター人員）の状況により評価） ア 1,250 人以下 イ 1,500 人以下	地域包括支援センターの高齢者に対する支援体制について評価する	高齢者人口あたりの地域包括支援センターの3職種の職員数で割合を求めている
地域包括支援センターの体制充実（※）による適切な包括的支援事業介護予防ケアマネジメントの実施をしているか ※地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）の配置を満たしていることに加え、その他専門職や事務職の配置状況 ア 全ての地域包括支援センターに配置 イ 半数以上の地域包括支援センターに配置	地域包括支援センターに対する専門職の配置状況を評価する	1101
個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催にあたり、会議の目的に照らして対象事例や参加者を選定し、対象事例の抱える課題や会議における論点を整理するなどの事前準備を行っているか ア 事例提供者との事前打ち合わせ	個別会議開催にあたって、事前準備の状況の評価する	1102
個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催件数割合はどの程度か（地域ケア個別会議の開催件数/受給者数）	個別検討を行う地域ケア会議の開催頻度を把握する	1102
個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か（個別事例の検討件数/受給者数）	個別検討を行う地域ケア会議の個別検討件数进行评估する	1102



指標	趣旨考え方	計画における事業番号
地域包括支援センターが夜間早朝又は平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか ア 夜間早朝の窓口（連絡先）の設置周知 イ 平日以外の窓口（連絡先）の設置周知	地域包括支援センターの時間外の連絡先の周知状況を評価する	ホームページ等にて掲載

(3) 在宅医療介護連携

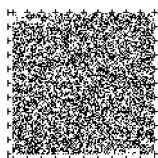
指標	趣旨考え方	計画における事業番号
地域の医療介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区等医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区等医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している	在宅医療介護連携に関する課題抽出と対策を、適切に実施しているかを評価するもの	3201
住民のニーズや事業継続を含めた医療介護関係者の課題を把握し、医療介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、地域の実情に応じた目指すべき姿を設定し、必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(3)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか（PDCAサイクルに沿った取組を想定） ア 実施状況の検証を行ったうえで取組の改善を行っている	在宅医療介護連携推進事業の具体的な実施状況とそのPDCAサイクルの実施を評価するもの	3201
医療介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか	情報ツールの整備状況を評価するもの	3202、3203



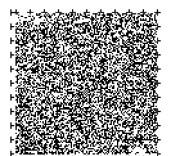
指標	趣旨考え方	計画における事業番号
地域の医療介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療介護連携に関する相談内容を、郡市区等医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか	在宅医療介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置しているかを評価するもの	3102
医療介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや 事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援しているか	医療介護関係の多職種が合同で参加するグループワーク等の開催状況进行评估するもの	1103、3103
庁内や郡市区等医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画立案し、実行しているか イ 事業立案時から郡市区等医師会等関係団体と連携し、実施している施策がある	在宅医療介護連携推進事業の項目に関連する指標入院時、退院時の医療介護連携に係る具体的な取組を評価するもの	3105、3106、3202

（４）認知症総合支援

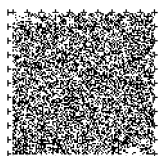
指標	趣旨考え方	計画における事業番号
市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の１の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか イ 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、第三者の意見を聞いている	計画の具体的な目標を定め、毎年検証しているかを評価するもの	毎年、介護保険運営協議会にて検証結果を報告している
認知症の理解促進に関する住民への普及啓発活動を認知症当事者の声を踏まえながら実施しているか ア 認知症当事者が普及啓発活動の企画運営に参加している イ 認知症当事者からの発信の機会を普及啓発活動に設けている	認知症の理解に関する活動の状況进行评估するもの	4307、4308



指標	趣旨考え方	計画における事業番号
認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築し、支援を必要とする者への対応を行っているか	認知症初期集中支援チームの支援事例についての検討状況を評価するもの	4101
郡市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断早期対応に繋げるための体制を構築しているか ア 認知症に対応できるかかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の認知症の医療に関する相談窓口の周知を行っている イ もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行っている ウ 認知症ケアパスを作成し、関係者間で連携ルールを策定し、活用している	認知症施策について、医療機関や関係団体との連携を評価するもの	4101、4308、4309
地域における認知症高齢者支援に係る以下の取組を行っているか ア 認知症カフェの設置、運営の推進 イ 認知症の人の見守りネットワークなどの体制の構築 a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかわる企画立案調整を行っている b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画立案調整を行っていない ウ 本人ミーティング、家族介護者教室の開催やピアサポーターによる活動の支援 a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画立案調整を行っている b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画立案調整を行っていない	認知症に関する支援策の開催状況を評価するもの	4303、4304、4305 4307

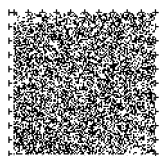


指標	趣旨考え方	計画における事業番号
認知症サポーターを活用した地域支援体制の構築が行えているか ア 認知症サポーター養成講座の受講者のうち希望者を具体的な活動に繋げる仕組みの構築 a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画立案調整を行っている b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画立案調整を行っていない イ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ等）の構築	認知症サポーターを活用した支援策を評価するもの	4201



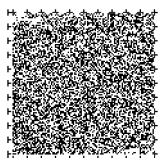
(5) 介護予防／日常生活支援

指標	趣旨考え方	計画における事業番号
行政内の他部門と連携しているか イ 他部門が行う通いの場等の取組参加状況を把握している	他機関の実施する通いの場への把握状況を評価する	5102
介護予防と保健事業を一体的に実施しているか ア 通いの場における健康チェックや栄養指導口腔ケア等を実施している	介護予防と保健事業を一体的に実施しているかを評価するもの	2203
現役世代の生活習慣病対策と連携した取組を実施しているか	生活習慣病対策との連携を評価するもの	5101
関係団体との連携による専門職の関与の仕組みが構築されているか ア 医師会等の関係団体と連携して介護予防を進める体制を構築している	介護予防における専門職の関わりについて評価するもの	2201
地域の多様な主体と連携しているか ア 地域の多様な主体と連携して介護予防を進める体制を構築している イ 多様な主体が行う通いの場等の取組参加状況を把握している	地域の多様な主体との連携状態を評価するもの	2201
社会福祉法人医療法人NPO民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか ア 多様な主体の提供する予防プログラムを通いの場等で提供している	社会福祉法人医療法人NPO民間サービス等と連携した介護予防の取組の実施状況を評価するもの	2201
高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか ア 参加ポイント事業を実施しているか	高齢者に参加のインセンティブを付与する事業の実施状況を評価するもの	5302



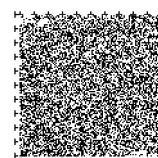
(6) 生活支援体制の整備

指標	趣旨考え方	計画における事業番号
生活支援コーディネーターを専従で配置しているか	生活支援コーディネーターの配置状況を評価するもの	1301
生活支援コーディネーターに対して市町村としての支援を行っているか ア 生活支援コーディネーターからの相談を受け付けるとともに、活用可能な制度等の情報提供を行っている イ 地域の関係者への説明（同行等の支援を含む） ウ 活動方針内容について、生活支援コーディネーターと協議の上で策定し、共有している エ 生活支援コーディネーターの活動の進捗を定期的に確認し、必要な支援策を講じている	生活支援コーディネーターについて、地域の実情に応じた、効果的な活動が行われるよう、市町村としての方針の決定や支援を評価するもの	1301
生活支援コーディネーターが地域ケア会議へ参加しているか ア 全ての生活支援コーディネーターが1回以上参加している	生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加を評価するもの	1301
高齢者の住まいの確保生活支援、移動に関する支援を実施しているか ア 生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を市町村として実施している イ 市町村において居住支援協議会を設置している エ 介護保険担当職員や生活支援コーディネーターが公共交通に関する協議の場に参加し、把握している高齢者の移動ニーズを共有している	高齢者の住まいの確保生活支援、移動に関する支援の状況を評価するもの	5407、5505



(7) 要介護状態の維持改善の状況等

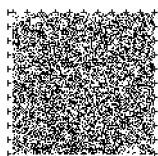
指標	趣旨考え方	計画における事業番号
軽度【要介護1・2】 (要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか	各種事業等により、要介護状態がどのように変化したかを評価するもの	4章の施策全体にかかる指標
軽度【要介護1・2】 (平均要介護度の変化) 一定期間における要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか		
中重度【要介護3～5】 (要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか		
中重度【要介護3～5】 (平均要介護度の変化) 一定期間における要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか		
健康寿命延伸の実現状況 要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようになっているか		



Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

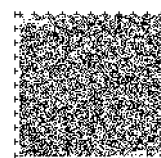
(1) 介護給付の適正化

指標	趣旨考え方	計画における事業番号
介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか	介護給付の適正化事業の実施状況を評価するもの	2501、2502、2503 2504、2505
ケアプラン点検をどの程度実施しているか	ケアプランの点検状況を評価するもの	2502
医療情報との突合結果をどの程度点検しているか（全保険者の上位を評価）	医療情報との突合状況を評価するもの	2504
福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか ウ 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	福祉用具貸与について、専門職がかかわる仕組みを評価するもの	2503
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか ア 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある イ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	住宅改修について、専門職がかかわる仕組みを評価するもの	2503
所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回（16.6％）以上の割合で実地指導を実施しているか イ 実地指導の実施率（実施数÷対象事業所数）が 16.6％（6年に1回）以上	事業者に対して、適正に実施指導をしているかを評価するもの	2506



(2) 介護人材の確保

指標	趣旨考え方	計画における事業番号
介護保険事業計画に、介護人材の確保資質の向上、業務の効率化質の向上に関する事項を位置付けているか	計画の中に、介護人材の確保等に関する位置づけの有無を評価するもの	第4章 柱1(2)
介護人材の確保に向け、介護サービス事業者教育関係者等と連携して行う取組等の実施	介護人材の確保に向け、介護サービス事業者教育関係者等と連携して行う取組の有無を評価するもの	2102
介護人材の定着に向けた取組の実施	介護人材の定着に向けた取組を評価するもの	2101、2102
ボランティアポイントの取組を実施しているか	ボランティアポイントの取組を評価するもの	5302
介護施設と就労希望者とのマッチングに取り組んでいるか	介護施設と就労希望者とのマッチングを評価するもの	2101、2103
「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について」(老発0306第8号)を踏まえ、文書負担軽減に係る取組を実施しているか ア 押印及び原本証明の見直しによる簡素化 イ 提出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化 ウ 人員配置に関する添付資料の簡素化 エ 施設・設備・備品等の写真の簡素化 オ 介護職員処遇改善加算/特定処遇改善加算の申請様式の簡素化 カ 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 キ 実地指導に際し提出する文書の簡素化及び ICT 等の活用 ク 指定申請関連文書の標準化 ケ 実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化申請様式のホームページにおけるダウンロード	各種文章の削減への取り組みを評価するもの	各種文章の簡素化に取り組んでいる



5. 用語集

あ行

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、直訳すると「情報通信技術」。従来の IT にコミュニケーションの視点を加えることで、情報技術の有効活用を進める考え方です。

新しい生活様式

長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させなければならないことを「新しい生活様式」と呼ぶこととしています。

e-ラーニングシステム

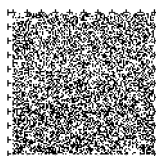
パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して学習を行うことです。

SDGs

「SDGs（エスディージーズ）＝Sustainable Development Goals」とは、「誰一人残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成 27 年（2015 年）に国連のサミットで採択されました。2030 年を達成年度とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

NPO 法人

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）といいます。



か行

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

靴シール（認知症高齢者早期発見）

SOS ネットワークに事前登録している方には、ご家族の同意を得て、靴のかかたなどに「オレンジ色のシール」を貼っていただいています。

ケアプラン（居宅サービス計画）

介護保険サービス等の利用についての方針を定めた計画のことです。

ケアマネジャー

介護を必要としている方の状況や、家族がどのようなことに困っているのかを把握し、必要なサービスを受けられるように計画を立て、介護サービス事業者へ手配することを仕事とする、介護に関する専門職です。

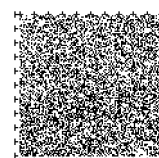
軽度認知障害（MCI）

物忘れが主たる症状だが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態です。

記憶力に障害があって物忘れの自覚があるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障害がみられず、日常生活への影響はないかあっても軽度のものである場合です。しかし、軽度認知障害の人は年間で 10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられています。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいいます。



た行

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。

地域密着型サービス

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

地域連携型認知症疾患医療センター

東京都では、各地域において認知症の人とその家族を支援する体制を構築するために、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを指定しています。（指定数 52 か所）

な行

二次医療圏

救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域です。本市は、南多摩医療圏に属しており、本市の他には、八王子市、町田市、多摩市、稲城市で構成されています。

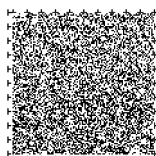
認知症サポート医

地域における認知症医療・介護などがスムーズに連携し機能するようサポートする、高い専門性を持った医師です。

認知症徘徊高齢者 SOS 高齢者ネットワーク

認知症により徘徊のおそれのある高齢者の情報を、本人やご家族の同意を得て事前に市に登録してもらい、登録した情報は、地域包括支援センターや日野警察署と共有します。

なお、徘徊発生時には、市、地域包括支援センター、日野警察署のほか、市内の様々な事業所と連携し、事前に登録した情報を活用することで、徘徊高齢者の早期発見・保護に努めます。



は行

8050 問題

中高年のひきこもりが注目を集め、80歳代の親と50歳代のひきこもる子供の家庭になぞらえた言葉。高齢の親の年金などの収入で暮らすケースが多くなっています。

P D C A

P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) という事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」サイクルを表し、事業活動におけるさまざまな業務における手順の見直しや、不具合が発生した際の業務の改善など円滑に進める手段のことです。

ま行

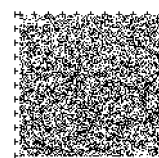
マイ・タイムライン

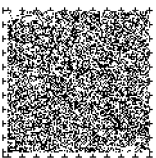
住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

ら行

65 歳健康寿命（東京保健所長会方式）

65 歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表します。





第4期日野市高齢者福祉総合計画（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

発行 日野市健康福祉部高齢福祉課

〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1

電話 042-514-8495（直通） FAX 042-583-4198

日野市のホームページ <http://www.city.hino.lg.jp/>

